

医 京

No.2311
令和8年2月15日

報 者 都

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

2.15
2026
February

K Y O T O

外来・在宅ベースアップ評価料（I）の
新規届出について

G-MIS でかかりつけ医機能報告を行う際の
留意事項について

目 次

- 2 地区医師会との懇談会「綾部」
- 5 地区医師会との懇談会「中京東部」
- 8 地区医師会との懇談会「福知山」
- 12 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
- 14 G-MIS でかかりつけ医機能報告を行う際の留意事項について（再掲）
- 16 勤務医通信
- 18 おしらせ
- ・組合会議員の改選について（公示）
 - ・令和8年4月からの保険料改定について
 - ・新任学校医研修会のご案内
 - ・ワークライフバランス塾 in 京都
理想の医師生活を送る！未来輝くプロジェクト
 - ・第1回医療安全講演会 開催のお知らせ
 - ・MAMIS 研修管理機能における日本生涯教育制度の単位確認と各種証明書発行についてのご案内
- 26 会員消息
- 27 理事会だより

付録

■ 保険だより

1 外来・在宅ベースアップ評価料（I）の新規届出について 2月中の届出を！

- 8 オンライン申請の対象となる施設基準の追加について
- 9 「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
- 9 「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版」の周知について
- 10 資格確認書の無効通知について
- 10 被爆者健康手帳の無効通知について

■ 地域医療部通信

- 1 第3回 JMAT 京都研修会開催のご案内
- 3 京都府立医科大学附属病院・京都府医師会共催
「地域連携の集い」 — 地域全体が集結する医療のために —
- 5 第38回京都府眼科学校医研修会のご案内
(日本眼科学会専門医制度生涯教育事業認定 No.04503)
- 7 京都府糖尿病重症化予防対策人材育成研修会
- 11 第11回 京都小児在宅医療実技講習会
- 13 産業保健研修会のご案内（令和8年4月～令和8年5月）

■ 京都市（乙訓2市1町）病院群輪番編成表

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 第2回「総合診療力向上講座」オンデマンド配信のご案内
- 2 第3回「京都在宅医療塾 探究編」オンデマンド配信のご案内

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 認知症対策通信

- 1 第2回認知症サポート医フォローアップ研修会開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 主治医研修会 開催要項
- 2 介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について

「OTC 類似薬の保険給付のあり方」, 「かかりつけ医機能報告制度」, 「MAMISへの登録」について議論



綾部医師会と府医執行部との懇談会が12月13日(土), 萬家にて開催され, 綾部医師会から7名, 府医から6名が出席。「OTC 類似薬の保険給付のあり方」, 「かかりつけ医機能報告制度」, 「MAMISへの登録」をテーマに議論が行われた。

※この記事の内容は、開催日時点のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

OTC 類似薬の保険給付の あり方について

OTC 類似薬の保険給付のあり方については、6月11日の三党合意、同13日に示された骨太の方針の内容を踏まえ、11月27日の社会保障審議会医療保険部会において、費用負担のあり方、配慮が必要な者の範囲、OTC 類似薬の範囲について協議が行われた。費用負担に関して、保険適用

除外とした場合、患者の自己負担が大きく増えるケースがあり、過度な負担や急激な変化が生じないよう十分に配慮すべきであることや、医師の診察・医学管理に基づき投薬するもので、医療機関の受診はただ薬を出すものとは全く違うとの意見とともに、子どもや慢性疾患の患者、低所得者に加えて、難病や心身障害者等に対しては負担増加への配慮が必要であることが指摘されている。同部会では、「薬剤そのものを保険給付の対象外とはしない」ことを前提として、保険適用の除外で

はなく、保険適用を維持しつつ患者に新たな自己負担を求めることが現実的であるとの判断で一致しており、子どもや入院患者、公費負担医療の患者等に配慮し、別途の負担を免除する方向性にも賛成意見が多数を占めている。

自民党と日本維新の会の社会保障改革に関する協議体においても、OTC類似薬を一律に薬価基準から削除して保険給付外とする案は除外し、保険外併用療養の仕組みとした場合は定率負担とする方針で合意がなされおり、対象となる医薬品の範囲として、「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」や「成分が同一のOTCのある医療用医薬品」とする案など、複数案が示されている。

日医としては、OTC類似薬の保険給付のあり方の見直しには反対の立場であり、その理由として、①患者・家族の経済的、物理的な負担の問題、②アクセス等の問題、③医学的な見地からの問題一を挙げている。

まず、①患者・家族の経済的、物理的な負担の問題として、医療用医薬品であれば1～3割負担であるところ、一般医薬品ではその10倍以上の価格になるものもあり、その全額が自己負担となるため、経済的弱者の負担が重くなること、また、難病や心身障害者、生活保護受給者、小児の医療費助成等で、助成の対象外となることを指摘している。②医療機関にアクセスできても、地方やへき地等で市販薬に簡単にアクセスできない地域もあり、患者に薬が届かないこと、さらに、③医学的な見地から、受診遅延による健康被害や重篤な疾患の早期発見・早期治療の機会を喪失するリスクに懸念を示している。

現時点で、保険外しは回避され、選定療養費の形で決着がつく見通しであるが、引続き、今後の議論を注視していく必要がある。

かかりつけ医機能報告制度について

かかりつけ医機能報告制度は、各医療機関がその機能や専門性、地域の実状に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することにより必要なかかりつけ医機能の確保を図ることを目的とし、より多くの医療機関が自院の医療

機能を報告することで、各地域の医療提供体制の実状を可視化させ、面としてのかかりつけ医機能の充実を目指すものである。

先生方が行っている日常診療の内容をそのまま報告していただければよく、新たに何かしなければならない、あるいは報告内容によって不利益が生じるといったものではない。

財務省が訴える「かかりつけ医の制度化」や、一部の医療機関を優良なものと認定するといった趣旨のものではなく、フリーアクセスの下で、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう、2006年に開始された従来の「医療機能情報提供制度」をよりわかりやすく刷新し、情報提供を強化するものである。特定機能病院等を除き、病院・診療所の別や診療科にかかわらず、ほぼすべての医療機関が報告できるものであり、各医療機関の現状を報告していただければよいという建付けになっている。5年後に見直しが行われる予定であるが、報告する医療機関が少ない場合、財務省は医療費抑制を目的に、かかりつけ医を登録制として患者一人あたりの定額払い制を導入することを強力に推し進めてくることが予想されるため、多くの医療機関に報告していただきたいと考えている。

今後のスケジュールとしては、令和8年1月～3月に医療機関から都道府県へ報告することとなっており、4月にはウェブサイト等で結果が公表される予定である。

報告する内容には、「1号機能」と「2号機能」があり、1号機能を有する医療機関が2号機能を報告することとなるが、1号機能は、「日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」として、①「具体的な機能」を有することおよび「報告事項」について院内掲示により公表していること、②かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無、③17の診療領域と一次診療を行うことができる疾患、医療に関する患者からの相談対応一等を報告事項としており、②については、あくまで「有無」を報告すればよく、「無」であっても要件を満たさないというものではない。そのため、ほとんどの医療機関が「1号機能あり」になるとを考えている。その他の報告事項としては、医師数・外来の看護師数・専門看護師等

の数、全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無および参加・活用の状況等である。

2号機能については、1号機能を有する医療機関が報告するもので、①通常の診療時間外の診療、②入退院時の支援、③在宅医療の提供、④介護サービス等と連携した医療提供（主治医意見書の作成など）一等への対応の可否等が報告事項となっている。

また、報告はG-MISから行うこととなるが、紙ベースでの報告も可能である。

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了要件は、座学研修、実地研修とともに1単位以上、かつ合計で10単位以上あれば単位充足となるが、報告はあくまで修了者の「有無」だけであって、日医としても、報告の内容と診療報酬とを結び付けさせないよう対応していくとしている。

上述のとおり、かかりつけ医機能報告制度の報告内容は、従前から各医療機関が地域の中で実践しているものであり、新たに取組みを要するものではない。従来どおり、地域の中で医療機関同士が連携を深め、それぞれの役割を理解して相互に助け合うことで地域における面としてのかかりつけ医機能のさらなる充実を目指していくことが重要である。

MAMISへの登録について

昨年10月末に公開されたMAMISの主な機能としては、①会員の先生方が医師会の入退会や異動に際して、Web上で各医師会への届出が一括でできるようになること、②日生涯教育や認定産業医、健康スポーツ医に係る研修の受講単位をシステム上で付与し、医師本人が管理できるようにすること、また、産業医やスポーツ医等の認定医資格の更新に際してもWeb上で手続き可能とすることの2つである。

MAMISの構築は、組織強化に係る取組みの一環として、医師が都道府県をまたいで異動した場合にもWebからワンストップで手続きが行えるようにし、会員の各種手続きに係る負担軽減を図ることが目的である。また、数年前に産業医の単

位シールがフリマサイト上で売買されていたことが発覚したことを見て、その対応のために単位付与のデジタル化が急務であったとともに導入を急ぐ理由の1つである。

MAMISの研修管理機能について

令和8年1月から開始される「かかりつけ医機能報告制度」は、厚生労働省のG-MISからご報告いただくことになるが、その報告事項の1つである「研修の修了」に関して、MAMISで自身のマイページから取得単位の充足状況を確認することができる。これは必ずしも必要というわけではないが、先生方からMAMISで「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の認定（修了）申請をしていただき、所属地区医において「承認」の作業をしていただくことで、修了証のダウンロードが可能となる。

※京都医報令和7年12月15日号P.6参照

なお、「かかりつけ医機能報告制度」においては、「研修の修了」に関して、特に修了証の添付は不要であるため、取得単位の充足状況が確認できれば十分である。

MAMISは現在もアップデートの途上にあるため、認定産業医および認定健康スポーツ医の更新手続きなど、一部の機能はまだ整っていない状況である。日医としても、現在は「安定稼働に注力する」と説明しているが、今後、会員の先生方、各医師会事務局にとってより使い勝手のよいシステムになることを期待している。

保険医療懇談会

初・再診料の加算や生活習慣病管理料と他の点数の併算定の可否等について整理し、算定にあたっての留意点を説明するとともに、算定漏れを防ぐなど適正な運用により健全な医業経営を呼びかけた。また、療養費同意書の交付（マッサージ、はり・きゅう）に関する留意点を解説し、慎重な判断と適切な同意書の発行に理解と協力を求めた。

「防災計画」, 「OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直し」 について議論



中京東部医師会と府医執行部との懇談会が12月17日(水), ハートンホテル京都にて開催され, 中京東部医師会から8名, 府医から8名が出席。「防災計画」, 「OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直し」をテーマに議論が行われた。

※この記事の内容は、開催日時点のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

防災計画について

府医は、災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」として位置づけられており、平時から防災行政に参画することが求められている。指定地方公共機関には、防災業務計画の作成をはじめ、都道府県防災会議への協力、災害対応体制の整備や訓練の実施、さらには災害発生時の応急対策や復旧活動などが義務として定められている。こう

した背景を踏まえ、府医では災害対策小委員会での協議を経て、令和7年1月に「京都府医師会防災業務計画」を取りまとめた。

その中で、特に重要な位置づけとなるのが「地区医師会の対応」である。地区医における初動対応や基本的な考え方について整理し、計画の中に示している。地区医の初動対応にあたっては、「CSCA (Command・Safety・Communication・Assessment)」の考え方方が重要である。この考え方に基づき、誰が指揮を執る

のか、安全を確保できているか、情報の共有と連絡が取れているか、被災状況を適切に把握できているか—という視点を意識することで、混乱を最小限に抑えた対応につなげることができる。

計画では、地区医に取組んでいただきたい重要項目として、①緊急連絡網の整備、②会員医療機関等の被災状況や地域の医療ニーズに関する情報発信、③地区医師会としての本部体制の構築、④災害対策本部会議の開催による方針決定、⑤市町村の災害対策本部や、保健所単位で設置される保健医療福祉調整支部への要員派遣などを例示している。これらすべてに取組むことは理想的ではあるが、地区医の規模や被災状況によってできることも変わってくるため、あくまで目安として可能な範囲で取組んでいただければと考えている。

地区からご指摘のあった、「各地区医が各自ばらばらで作成した災害対応指針が本当に役に立つのか」という視点は非常に重要であり、府医としては、各地区で対応に大きなばらつきがないよう一定の枠組みとして地区医災害対応指針のひな型を示している。一方で、あまり細部まで決めすぎると、実際の災害時に機能しなくなる恐れもあるため、最低限の決め事以外は、発災時には状況に応じて柔軟に対応するということでも差し支えないと考えている。

また、開業医が救護テントや災害拠点病院などで医療救護活動に参加する場合の要請については、原則として府医から発信し、JMAT 京都として活動していただくことを想定している。地区や状況によっては、市町村や区役所から直接要請を受けるケースも考えられるが、その場合でも、事後で構わないので速やかに府医へ報告していくことで、JMAT 活動として整理し、傷害保険等の補償の対象とすることを想定している。

「京都府医師会 防災業務計画」には、災害発生時の初動として、医師会の役職員がどう行動すべきかを「アクションカード」としてまとめ、やるべきことがフローチャートで示されているので、是非ご参考いただき、それに則って対応を検討いただければと考えている。

OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて

OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しは、財政審の「春の建議」において、セルフメディケーション推進策の1つとして打ち出され、その後、三党合意の文言が反映される形で「骨太の方針2025」に記載された。その後の社会保障審議会医療保険部会では、子どもや慢性疾患患者、低所得者の「患者負担などに配慮しつつ」という文言が付記されたため、保険外しの動きは限定的になると見込まれたが、政局が大きく動き、少数与党となった自民党はその政策決定プロセスにおいて、局面によっては連立を組む日本維新の会の考えを汲み取らざるを得ない状況となった。

現時点で、一律に薬価基準から削除しての保険適用除外は見送る方向で公的保険適用は維持されることとなり、保険外併用療養費の仕組みを導入して薬剤の全額もしくは一部を特別料金として患者負担とすることは確定しており、医師が処方に調剤薬局で患者が受け取るという従来の流れは確保されたが、最終的には「今後の保険適用除外を見据え」という一文が明記される形となった。

OTC 類似薬の保険適用見直しは、医療資源の効率的な再配分が目的であると直接的に示した資料は確認できないが、過去には保険者側の委員から「薬剤給付の適正化」について言及があったことや、直近では、厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会の資料に令和6年の三党合意を引用する形で「医療保険制度の持続可能性確保」が目的と記載されていることを鑑みると、ご指摘のとおり、単なる給付の削減だけでなく、医療資源を最も必要な領域に重点化するという狙いもあると推察される。

また、セルフメディケーションの動きにどう向き合うのかという点に関しては、比較的低いとされている日本のヘルスリテラシー向上への取組みとして、府医においても引き続き健康スポーツ委員会等での検討を通じて、府民に向けた啓発活動を展開していきたいと考えている。一方で軽症領域における適切なセルフケアという考え方は、実質的に医学的判断を経ない段階で国民の自己判断に

委ねるという側面もあり、誤った自己判断による重症化リスクや重大な疾患の見落としリスク等も潜んでいるという本質的な問題をしっかりと伝えていく必要がある。

医療資源の再配分については、財務省が秋の建議で「受診時定額負担」を再び持ち出し、比較的軽微な受診に際しては患者から一定額の負担を徴収する仕組みを検討すべきとして、これらを保険から外し、国民皆保険制度有名無実化する試みが繰り返されている。

財務省は「大きなリスクは共助中心、小さなリスクは自助中心」として、生死にかかわる治療のみを重視しているが、日医は「診療所においても患者の日常生活を支え、幸せな人生を送るために必要な診療を行っており、これを“低価値”として軽視するのは不当である」と強く反発している。財務省の考え方は効率性を基礎とした民間保険の発想であり、支え合いの原理で成り立つ公的保険には全くそぐわないものと考える。ただ、医療資源の効率的配分という考え方には、「限りある医療保険財政」という観点において合理性があり、プロフェッショナルオートノミーとしてその実現を目指すことも医師会の役割の一つであると認識している。

今回のOTC類似薬の保険給付の在り方の議論もそうであるが、医療保険制度の給付と負担をめぐる議論においては、現在受けている給付の価値

と制度改革により生じる影響を国民が十分に理解した上で進めることができない。その前提を欠いたまま、負担面のみに着目した議論が先行すれば、最終的に国民全体の不利益につながることが懸念される。政治情勢が大きく動く中でこそ、日医を中心に医療界がまとまって社会保障に係る国民的議論を正しい方向にリードしていく必要がある。

～意見交換～

その後の意見交換では、地区より重層的支援体制事業における医師会の役割と課題整理について問題提起がなされ、同事業で扱う認知症、精神障害、難病および慢性疾患といった支援困難ケースの多くは医療の継続的関与が不可欠であるにもかかわらず、京都においては医療側から事業の全体像が見えにくく、医師会やかかりつけ医が自分たちの事業として認識しにくい現状があるとして、是正の必要性が指摘された。地域包括ケアの構築課程において顕在化する制度横断的で支援が届きにくい支援困難事例を可視化し、調整・対応につなげるための実践的枠組みとして重層的支援体制事業を位置づけるのが妥当であり、かかりつけ医機能の延長として同事業を捉え直し、地域でどのように認知症や精神障害等とともに暮らすのか、という生活モデルの構想段階から医療が関与する必要があるとの意見が挙がった。



福知山医師会と府医執行部との懇談会が12月20日(土)，福知山医師会講堂で開催され，福知山医師会から15名，府医から5名が出席。「名称変更した府医の事業」をメインテーマとしつつも，看護師不足や災害・緊急時の通信インフラ，医師会組織強化などテーマにとらわれない幅広い内容について活発な意見交換が行われた。

※この記事の内容は，開催日時点のものであり，現在の状況とは異なる場合があります。

名称変更した府医の事業について

府医では，2025年6月に発足した新執行部の方針のもと，会内事業の再編を行った。その背景には，新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対応経験を踏まえ，より実働性の高い組織として機能する必要性があった。

新執行部の活動方針としては，

- ①「地域包括ケア構想」の検証と，各医療圏における「新たな地域医療・介護構想」の推進，その中の「面としてのかかりつけ医機能」の強化
- ②必要な政策実現のため，できるだけ多くの会員が医政活動を含めた医師会活動に興味を持ち，その必要性を理解し，参加できる環境づくりを進める「組織強化」

③若手医師との交流を深め，情報を共有しながら将来の医療のあり方をともに考えることで，医師会活動を次世代へ継承することの3点を掲げているとして，主な会内事業の再編について説明した。

～地域医療部門～

従来の救急・災害委員会と感染症委員会を統合し，「救急災害危機管理対策委員会」を設置。緊急時には関係機関と連携し即応できる体制構築を目指すとともに，平時からの研修や情報提供は小委員会（救急，災害，感染症）で担うこととした。

また，健康日本21対策委員会とスポーツ医学委員会を統合・再編し「健康スポーツ委員会」を設置。スポーツを通じた健康寿命の延伸や健康リテラシー向上を中心に取組む方針である。

これまで会長諮問事項に対する答申を検討する

場として「地域ケア委員会」を設置していたが、地域包括ケアのより実践的な推進や在宅医療を含む「地域医療・介護構想」への対応を強化するため、委員会を「地域医療対策委員会」へ改称・再編する。2026年度には、各都道府県で「新たな地域医療構想」の策定に向けた具体的な検討が始まる。従来のように2年間で答申をまとめることにとらわれず、地域ごとに不足・充足している医療資源、持続可能な体制維持のために必要な再編・集約の有無などを、柔軟かつ迅速に検討していくことが求められる。今後は、各圏域からの意見を踏まえつつ行政とも連携し、地域医療構想調整会議をより実りあるものにするため、実働的で機動力のある委員会運営を目指す方針である。

学校保健委員会、乳幼児保健委員会、産業保健委員会については、学校医部会、産業医部会にそれぞれ発展的に統合し、答申作成にとらわれない柔軟で迅速な対応を最優先とした。学校保健・乳幼児保健分野については学校医部会のもとに「常任幹事会」、「子ども子育て小委員会」を、産業保健分野については「産業医部会正副幹事長会」をそれぞれ設置し、答申作成にこだわることなく、協議の自由度を高め、より実践的な活動につなげていく方針である。

～保険医療部門～

急激に変化する医療の周辺課題への理解促進を図る機会として、医療政策懇談会の開催頻度を年1回から年4回程度に増やし、会員へ即時性のある情報提供を行う方針である。

～総務部・学術部部門～

従来の活動をさらに発展させるとともに、「KMA.com」を通して、多くの若手医師を巻き込むことで会員増強を図る。特に、府医が全国に先駆けて取組んできた“屋根瓦塾”“新研修医総合オリエンテーション”“Re-1グランプリ”など、研修医事業の実働部隊として活躍していた若手医師ワーキンググループを「屋根瓦ワーキングチーム」と改称し、公式な位置付けにしてより推進していく方針である。

～意見交換～

病床削減、看護師不足、医師国家試験、災害・緊急時の通信インフラ、医師会組織強化、次期診療報酬改定など幅広い内容について活発な意見交換が行われた。

■病床利用率低下と病床削減への懸念

多くの病院で病床利用率が下がっているが、その主因は医療需要の減少ではなく、看護師不足によって稼働できない病床が増えている点にあると指摘があり、公立病院でも同様の状況が見られ、看護師が確保できず病床を閉鎖せざるを得ないケースが各地で発生している中で、こうした実態を無視し、利用率の低さのみを根拠に病床削減を進めるような意見に強い懸念が示された。

特に、大規模災害や感染症流行時には一時に病床需要が急増するため、過去に旧病院などを活用して対応できた余力が失われれば、地域全体で患者の受け入れが困難となり「たらい回し」が発生する危険性が指摘された。

■看護師不足と看護師養成機関の危機

看護師不足の背景には、養成基盤そのものの弱体化があり、少子化や大学志向の高まりにより看護専門学校の入学者が減少し、医師会立を含む多くの専門学校が閉校・縮小に追い込まれているとの意見が挙がった。地域に根ざし定着率の高かった専門学校が失われる一方、大学の看護学部は増えているものの、地域医療を担う人材確保には必ずしも結びついていないと指摘。このままでは将来的に深刻な看護師不足が進み、地域医療の維持が困難になると危機感が示された。

また、看護師養成は本来行政の責務であるにもかかわらず、公的支援が不十分で、学費補助や養成支援の仕組みも弱い点が問題視された。病床削減を議論する前に、学費補助や無償化などを含む抜本的な支援強化が不可欠であり、大学にも地域で働く看護師を育成する体制整備を求める必要があるとの意見が出された。

■医師国家試験合格率で医師数を調整(財務省案)

医学部定員が約1割増加しているにもかかわらず

ず、医師国家試験の合格率を意図的に調整して医師数をコントロールする財務省案に対して、強い懸念が示された。現在の合格率は9割強であり、この構想が実施されれば、6年間学んだにもかかわらず医師資格を得られない医学生が大量に生じることになると指摘。歯科医師や薬剤師分野ではすでに国家試験の合格率調整による人数抑制が行われており、その「成功体験」を医師にも適用しようとする官僚的発想に対して、強い危機感が示された。

国家試験は本来、一定水準の知識と技能を備えているかを確認する資格試験であり、必要な能力を満たした者は原則として全員合格とすべきであり、合格率を操作して医師数を調整することは、資格制度の本質を歪めるものであるとの意見が多数を占めた。

■災害・緊急時の通信インフラ

9月に発生したNTTの通信トラブルにより、救急業務において一時的に連絡手段が途絶し、現場ではやむを得ず個人の携帯電話などで対応せざるを得なかった事案が報告された。こうした非常に備え、各医療機関が個別に補完的な通信手段を整備することは現実的ではなく、本来は行政が主体となって一括で企画・構築すべき公共インフラであるとの意見が示された。

現状では、総務省からは「複数の通信手段を準備するように」といった一般論にとどまり、京都府としても医療機関側に義務づける立場にないため、具体的な制度設計や整備が進んでいないと指摘。実際に想定されている対策も、固定電話と携帯電話の二重化程度に限られており、補助金を含めた現実的な支援制度が不可欠であるとした。また、当日、CPA事案が発生し、警察経由で連絡を取るなど十分とは言えない対応が行われた例もあり、現行体制の脆弱さが改めて浮き彫りとなつたが、行政側の危機感や本気度が不足していることが問題視された。

■医師会の価値と若手世代への発信強化の必要性

近年、医師会入会にメリットを求める傾向が強いが、医事紛争対応など専門弁護士による支援の価値が十分に伝わっていない現状があるとの意見

が挙がった。しかしながら、医師会の本質的な価値は個々の医師にとっての短期的・金銭的な損得ではなく、政策形成や制度維持に組織として関与し、医療そのものを守る力にあるという点であり、この「組織として医療を守る」という意義を、若手医師にも実感できる形で可視化し、具体的サービスと併せて伝えていくことが、加入促進の鍵になるとされた。

さらに、情報発信のあり方そのものを抜本的に見直す必要性に言及があり、若手医師は対面型の集会よりも、オンラインやモニターを通じた学習・情報取得に慣れており、従来型の広報や対面中心の医師会活動では十分に情報が届かないとの指摘があった。また、医師会のメディア戦略は総じて弱く、今回の診療報酬改定率ではマスメディアが味方したものの、状況が反転した場合のリスクも大きいとの危機感も示された。

■次期診療報酬改定

本体3.09%という約30年ぶりの高水準のプラス改定が見込まれているが、これは当初、財務省が提示していた本体プラス0.55%，薬価等を含めれば実質マイナスとなる案から大きく転換したものであると説明。日医や自民党議員連盟を中心とした集中的かつ組織的な働きかけにより、短期間で改定率が押し戻されたことは、医政活動と世論形成の効果を明確に示すものとして一定の評価がされるとの考えが示された。一方で、補正予算18兆円超のうち医療分野に1兆円以上が配分されるなど、財務省側から見れば「負け」が続いていること、今後は医療費抑制や配分操作による巻き返しが強まる可能性があるとの懸念も示された。また、改定財源の多くが病院に配分され、診療所は限定的にとどまるのではないかという不安の声も上がった。

さらに、財務省が医療費抑制のために、病院と診療所の分断を招くような恣意的なデータを用いているとして、不信感が強く示された。特に、診療所の利益率などを「平均値」で示すことにより、「開業医は儲けすぎている」という印象を世論に与えている点が問題視され、日医執行部はその都度誤りを指摘し抗議しているとした。

加えて、医療財政の持続可能性という観点から、

消費税と高額医薬品の問題も議論がおよび、医療は消費税が非課税であるため、仕入れ等にかかる消費税を控除できず、結果として特に病院は大きな負担を直接被っている現状が改めて示された。また、超高額医薬品をすべて保険で賄う現在の制度は将来的に限界があり、保険給付の範囲や自己負担のあり方について、国民を巻き込んだ本格的な議論が不可避であるとの認識が示され、少子高齢化の進行により、支える側と支えられる側の人口比が急速に悪化し、従来の共助モデルが揺らいでいることへの危機感も強調された。

■医政活動の重要性

医療政策を左右するのは最終的に「政治」であるとして、診療報酬改定や補正予算の過程では、与党のみならず野党も含めたロビー活動が一定の成果を上げており、議員連盟、地元選出議員との関係構築が極めて重要であることが再確認された。政治力の源泉は「数」であり、医師会員数、特に若手医師の入会拡大が、今後の医療政策に影響を与える最大の基盤となるとの認識が共有された。

府医会館会議室の利用について

府医会館会議室の利用を希望される場合は、府医総務課に予約状況等を直接ご確認ください。
追って申込用紙（使用許可願）を送付いたします。

- ※・盆休み（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月4日）は休館日となり、ご利用できません。
 - ・土曜日ならびに日曜日は、少人数の事務局職員が出勤しております。各種手続きやお問い合わせに一部対応できない場合がありますので、ご了承ください。
 - ・会議室の利用可能時間は、午前9時30分～午後5時までです。
 - ・土・日曜日の利用料金は、平日料金の30%割増となります。
 - ・土・日曜日の会議室利用の際は、急病診療所の診療時間内であるため、駐車場のご利用を控えていただいております。来館時には公共交通機関をご利用ください。
- 特に日曜日、祝日については駐車券の割引処理もできませんので、ご留意ください。

問い合わせ先：京都府医師会 総務課
TEL：075-354-6102 FAX：075-354-6074
Mail：soumu@kyoto.med.or.jp

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

医療事故調査・支援センター（一社）日本医療安全調査機構

- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
- 対応時間 午前7時～午後11時
- URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（一社）京都府医師会 医療安全課

- 専用電話 075-354-6355
- 対応日時 午前9時30分～午後5時30分
(※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応)
- メールアドレス jikoch@kyoto.med.or.jp
- URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
- 相談内容
 - ①制度概要に関する相談
 - ②事故判断への相談
 - ③院内事故調査への技術的支援
- ①外部委員の派遣 ②報告書作成支援 ③解剖・Ai 実施支援

京都府医師会医療事故調査支援団体連絡協議会 動画配信のご案内

協議会のWEBサイトにて、以下の動画を配信しています。

医療事故調査制度における疑問にお答えする形で、これまでに寄せられた質問を中心に、京都府医師会：松村由美理事が疑問にお答えします。是非、ご覧ください。



■ 内容

1. 対象事案かどうかの判断について
 - (1) 医療事故調査制度が検討されたきっかけ
 - (2) “予期しない患者死亡事案”への2つの対応
 - (3) 米国 ベン・コルブ君(7歳)死亡事例(1995年)
2. 事故発生時に対処しなければならない内容は
3. センターへの報告はどうすればよいか
4. センター報告後の自院での動きは
 - (1) 調査報告書（案）前半部分を準備する
5. 院内事故調査委員会の運営について
6. 調査報告書の作成について
7. ご遺族への調査結果説明について
8. その他
9. 他の医療機関はどうやって取組んでいるのだろう？

日本医師会 スマホ・パソコンで簡単手続き

医師年金

加入資格は日本医師会会員で 64 歳 6 ヶ月未満の方です
(申込みは、満 64 歳 3 ヶ月までにお願いします。)

医師年金HP画面

アニメーションで仕組みを確認  

シミュレーションで受給額や保険料を試算 

一括払専用加入申込書プリントアウトで
申込み(保険料のお支払いは後日ご案内します) 

20220401S23

お問い合わせ先
日本医師会 年金福祉課 ☎ 03-3942-6487(直通)(平日 9 時半～17 時)

サイバーセキュリティのことなら「サイ窓」へご相談ください!

日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口

TEL 0120-179-066 年中無休・対応時間：6 時～21 時

サイバーセキュリティに関する日常の些細なものからランサムウェアへの感染トラブルまで幅広く相談できる相談窓口です。

日医 A①会員のいる医療機関であれば、勤務医の方や事務員からの相談も可能です。

*サイバー攻撃を受けた場合など、情報セキュリティ・インシデント発生時の緊急連絡先

京都府警察サイバー対策本部

サイバー企画課 TEL 075-451-9111 (代表)

(平日午前 9 時～午後 5 時 45 分)

※休日・夜間は京都府警察本部 サイバー当直が対応

G-MIS でかかりつけ医機能報告を行う際の留意事項について（再掲）

かかりつけ医機能報告制度が1月から開始されているところですが、京都府より下記のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

本報告については、原則G-MISにて報告することとされていますが、G-MISアカウントを未取得の場合、または、G-MISアカウントを取得されていても、「アカウントに報告権限が付与されていない」場合はシステム上報告することができず、下記の方法でG-MISアカウントの権限登録が必要となりますが、手続きに1箇月程度の時間を要する場合があります。

各医療機関におかれましてはお早目に下記の確認方法により報告権限があることを確認いただきますようお願いします。

なお、インターネットによる報告が難しい場合には、京都府健康福祉部医療課（075-414-4748）にご連絡ください。

その他、ご不明な点がございましたら、府医保険医療課（075-354-6107）にお問い合わせください。

記

1. G-MISアカウント未取得の場合

下記登録申請フォームから申請ください。

G-MIS新規ユーザー登録申請フォーム

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>



2. G-MISアカウントを取得済みの場合

- ア G-MISでログイン
- イ かかりつけ医機能報告制度を選択

<「報告を開始する権限が付与されていない」と出る場合>

G-MISアカウントの権限登録が必要ですので、上記1の新規ユーザー登録フォームから登録を行ってください。

※新規ユーザー登録フォームから申し込みいただきますが、権限付与のみされるため、重複してアカウント登録はされません。

<かかりつけ医機能報告の入力画面になる場合>

システム利用に当たり追加の対応は不要です。

<事例>

Q. G-MIS アカウント（ユーザ名・ID）、パスワードをもって G-MIS にログインし「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックしたところ、「報告を開始する権限が付与されていないため、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度はご利用いただけません。ご利用の開始に関しては管轄の都道府県へお問い合わせください。」と表示され、定期報告を開始することができない場合はどうすればよいか。

A. G-MIS アカウントに報告権限を付与する手続を行う必要があります。

報告権限を付与する手続として、以下リンクから G-MIS 新規ユーザ登録申請をお願いいたします。

なお、京都府が厚生労働省に確認したところ、

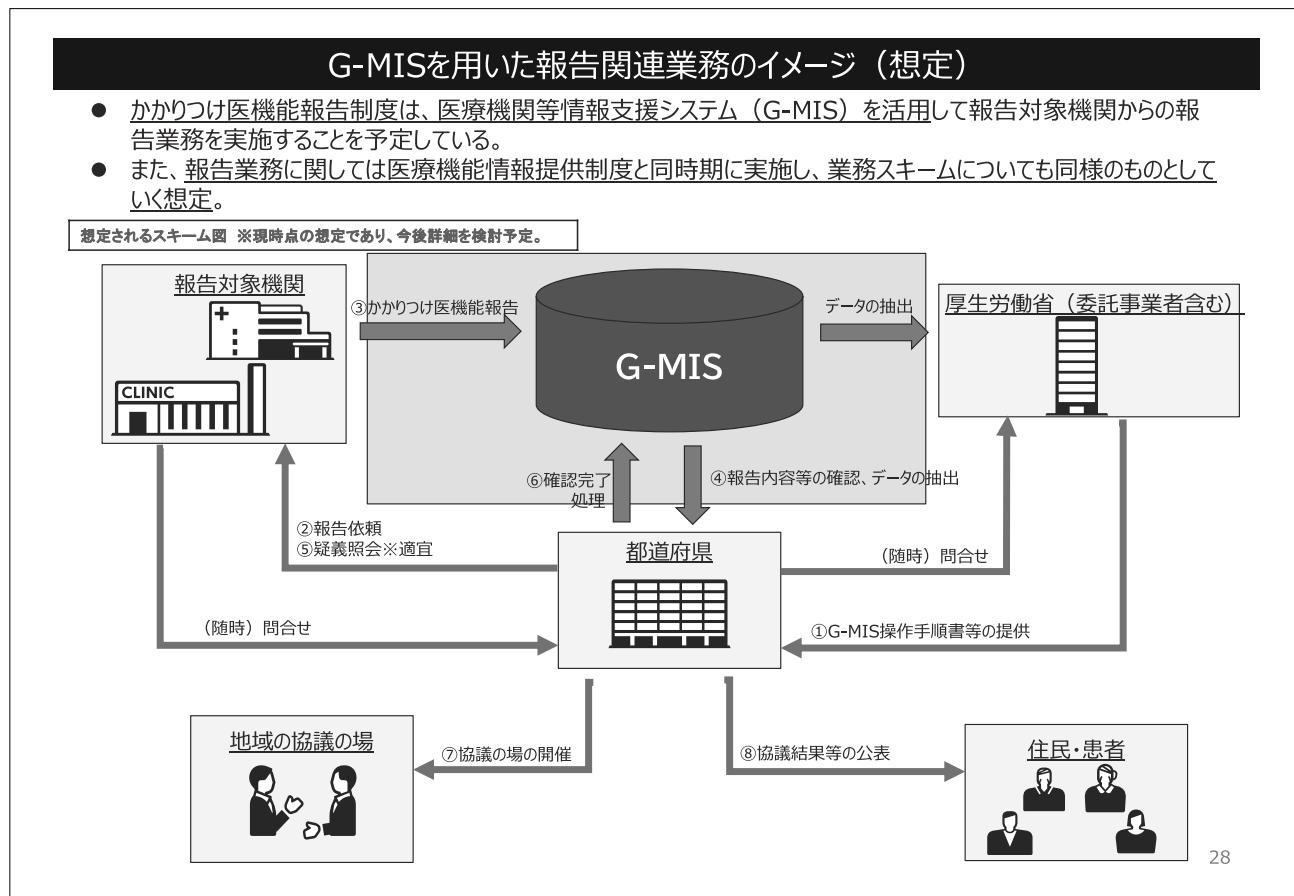
・報告権限が付与されるまで約 1箇月を要する。

・報告権限が付与された場合でも都道府県又は病院等には特に連絡を行わない

と回答を得ておりますので、申請日から約 1箇月後に G-MIS で入力ができる事を確認の上、報告していただきますようお願いいたします。

(ID とパスはそのままお使いいただけます)

<参考：G-MIS におけるスキーム図>



ガーデンセラピー

京都市立病院診療部 統括部長
家原 典之

コロナ禍が去ったかと思えば、医師の働き方改革や厳しい病院経営と物価高の荒波が押し寄せ、皆様も緊張した日々をお過ごしのことと思います。忙中閑あり、今回は私の趣味の話をします。皆様の気分転換になれば幸いです。

私は山科の田舎に生まれ育ち、中高を奈良公園の鹿とともに過ごしたためか、自然が大好きでのんびりとした性格になりました。京都大学時代は旅行という学外活動をもっぱらとしたおかげで、季節にも敏感で、春の花見は哲学之道・夏の花火は琵琶湖・秋の紅葉は京都西山・冬のスキーだけは信州へと自然とともに過ごしてきたためか、透析室や研究室という閉鎖空間が性に合いません。スタッフや透析患者さんはいつも同じ顔ぶれで、光景にも変化がありません。最近は透析室の殺風景な白壁に季節感あふれるタペストリーを師長さんと協力して張り替えることが大事な仕事となっています。

そんな私の趣味は園芸です（財テクも趣味ですが、殺伐とした話題は今回控えます）。きっかけは京都大学腎臓内科柳田教授就任のお祝いに多数いただいた胡蝶蘭を貰い受け、水やりを始めたことです。綺麗に飾られた包装や詰めものが蘭の生育によくないと知り、自宅で仕立て直しました。翌年きれいな花をたくさん咲かせて以降自信を持ってしまいました。今も数株が生きながらえてきれいな

花を咲かせてくれます。職業柄趣味に時間をかけることができないので、手間がかからない多肉植物を中心に育てています。多肉植物はサボテンと混同されることが多いのですが、厳密には水分を蓄える構造を有しているが、トゲのないものを指します。この世のものとは思えないような、いわゆるキモ可愛い姿や日光を浴びて宝石のように輝く姿に心惹かれながら週一回の水やりと休日の園芸店巡りを楽しんでいます。ふと気がつくと身の回りは植物で囲まれていて、彼らの成長を楽しむと同時に季節の移ろいも楽しむ生活となっています。

この趣味を医学に生かせないかと考えたときに「ガーデンセラピー」に出会いました。早速コーディネーター2級を受講しました。これをきっかけに多くのことを学びました。いくつかを披露させていただきます。園芸の第一歩は水やりですが、多くの人は水のやりすぎで植物を枯らします。植物は水蒸気を吸い上げることができるので水は程々で結構です。水につかりすぎると根が腐って枯れてしまうのです。鉢の下に水をためておくのも良くない場合があります。次に頂芽優勢です。一番上にある花芽が成長するので、てっぺんの枝を水平に誘引してやることで多くの花芽に自分がてっぺんだと思わせることができます。花をたくさん咲かせることが可能になります。植物ホルモ

ンを利用した賢い方法です。最後にガーデンの語源です。諸説ありますが、古代ヘブライ語の囲むという意味のガルと楽園を意味するエデンが合わさってできたといわれています。このガーデンセラピーは具体的には庭・菜園などで生活に植物を取り入れ、日常的に様々な形で自然と接するようにします。そうすると視覚・触覚・嗅覚・味覚・聴覚の5感を刺激して、脳を活性化することで健康寿命を延ばすことを目指す療法です。裾野は広く、園芸以外にも森林浴や芳香療法・食事療法・芸術療法と多岐にわたります。

このような裾野の広い活動こそが最終的に成果をあげると信じています。我々はつい目前のことになるとらわれがちです。課題は多いですが、ここは一旦落ち着いて周りを見回せば、医師だけでなく看護師・薬剤師・栄養士・心理士など幅広い人材が集まっています。お互いを補完するだけでなく、新しいムーブメントを興す潜在能力を秘めていると思います。

皆さんもガーデンセラピーを学んでみませんか。

Information

病院名 京都市立病院
住所 京都市中京区壬生東高田町1の2
電話番号 075-311-5311(代)
ホームページ <https://www.kch-org.jp/>

子育てサポートセンター

京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

子育てサポートセンターのホームページから、WEBにて利用予約が可能です。

また、新規登録された方やお知り合いをご紹介してくださった方へ体験保育（4時間まで保育無料）も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。
◀ <https://kosapo.jp/>





医師国保

公示第398号
令和8年2月15日

組合員各位

京都府医師国民健康保険組合
理事長 濱島 高志

組合会議員の改選について（公示）

現在の第35期組合会議員の任期は令和8年3月31日を以って満了となります。

つきましては、下記のとおり組合会議員選挙を各選挙区において一斉に施行いたします。

記

〔投票日〕 令和8年3月29日(日) 午前9時～午後5時

〔投票所〕 各選挙区支部事務所

〔開票日〕 即日開票

〔立候補届出〕 3月19日(木)までに所属支部支部長を経由して、理事長に届出ください。(立候補届は支部長より受領してください。)

なお、当該選挙にあたって、立候補者が定数を超えないときは、その選挙区においては投票を行わないこととします。

| 選挙区 | 組合員数 (R.8.1.1現在) | 議員定数 | 選挙区 | 組合員数 (R.8.1.1現在) | 議員定数 |
|---------|---------------------|------|--------|---------------------|------|
| 京都北地区 | 55 | 1 | 乙訓地区 | 102 | 2 |
| 上京東部地区 | 35 | 1 | 宇治久世地区 | 150 | 2 |
| 京都市西陣地区 | 77 | 2 | 綴喜地区 | 65 | 1 |
| 中京東部地区 | 69 | 1 | 相楽地区 | 61 | 1 |
| 中京西部地区 | 77 | 2 | 亀岡市地区 | 49 | 1 |
| 下京東部地区 | 57 | 1 | 船井地区 | 13 | 1 |
| 下京西部地区 | 86 | 2 | 綾部地区 | 12 | 1 |
| 左京地区 | 123 | 2 | 福知山地区 | 37 | 1 |
| 右京地区 | 99 | 2 | 舞鶴地区 | 23 | 1 |
| 西京地区 | 97 | 2 | 与謝地区 | 20 | 1 |
| 東山地区 | 25 | 1 | 北丹地区 | 12 | 1 |
| 山科地区 | 89 | 2 | — | — | — |
| 伏見地区 | 153 | 2 | 合計 | 1,586 | 34 |

医師国保

公示第399号
令和8年2月15日

被保険者各位

京都府医師国民健康保険組合
理事長 濱島 高志

令和8年4月からの保険料改定について

平素は当組合事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、令和7年12月20日に開催された第174回臨時組合会で議決されました保険料改定につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

I. 令和8年4月からの保険料額

1. 月額保険料

| | 保険料 | 内訳 | | 介護保険料 | 子ども・子育て支援金保険料* |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------|----------------|
| | | 医療保険料 | 後期高齢者支援金保険料 | | |
| 第一種組合員 | 43,000円 → 48,000円 | 37,500円 → 42,000円 | → 5,500円 → 6,000円 | 6,000円 | 500円 |
| 准組合員 | 20,500円 → 21,500円 | 15,000円 → 15,500円 | | | 500円 |
| 組合員の家族 | 14,000円 → 15,000円 | 8,500円 → 9,000円 | | | 500円 |
| 准組合員の家族 | 14,000円 → 15,000円 | 8,500円 → 9,000円 | | | 500円 |
| 准組合員の家族のうち18歳に達する以後最初の3月31日まで | 11,500円 → 12,000円 | 6,000円 | | | — |
| 第二種組合員 | 5,000円 | — | — | — | — |

*子ども・子育て支援金保険料は18歳以上の被保険者が対象です。

2. 月額保険料上限額（介護保険料および子ども・子育て支援金保険料を除く）

| | 月額保険料上限額 |
|--------|-------------------|
| 組合員世帯 | 66,000円 → 75,000円 |
| 准組合員世帯 | 41,000円 → 42,000円 |

II. 改定理由

当組合の財政状況は、高額薬剤請求をはじめ療養給付費が減少しないままの状況で、被保険者数は年々減少しており、現行保険料収入では不足が生じ、直近5年間で財政調整引当金から1億4,400万円を取り崩す累積赤字を計上してきた状況にある。

令和7年度においても5,300万円の赤字を見込んでおり、このままの状況が続ければ、積立金は枯渇し、組合の存続は危うい状況が予測されるため、令和8年4月から保険料改定を実施するものです。

新任学校医研修会のご案内

新任学校医研修会を下記のとおり開催いたします。本研修会の参加対象者は主に新任の学校医となります、一般会員の方も受講可能です。お申し込み方法は下記をご参照ください。

記

と き 令和8年3月10日(火) 午後2時～

と こ ろ 京都府医師会館 (Web併用)

講 師 府医学校医部会 常任幹事 杉本 英造 氏

内 容 学校保健に関する研修 (学校医の職務について 他)

※府医指定学校医制度指定研修会 1単位

《お申込み方法》

府医ホームページよりお申込みください。

「府医ホームページ」 → 「各種講演・研修案内」 → 「各種講演・研修会申し込み」 →
「新任学校医研修会」

《ご登録フォームのURL》

<https://form.run/@tplus-group-Y1mwxPWP8SOQgbky6x6W>



救急蘇生訓練人形等の貸出について

府医では、地区医・京都市消防局・京都府各消防本部の協力により、救急蘇生訓練の啓発を推進しております。

下記の救急蘇生訓練人形等について、医療機関内または地域での救急講習会等で会員の皆様にご利用いただきたく存じますので、貸し出しご希望の方は、事前に府医地域医療一課救急係 (TEL 075-354-6109) までご連絡くださいますようご案内申し上げます。

- | | |
|----------------------------------|----|
| ・ 救急蘇生訓練人形（成人用）[人工呼吸・心マッサージ可] | 2体 |
| ・ 救急蘇生訓練人形（小児用）[人工呼吸・心マッサージ可] | 1体 |
| ・ 救急蘇生訓練人形（乳児用）[人工呼吸・心マッサージ可] | 1体 |
| ・ 救急蘇生訓練人形（成人用上半身）[人工呼吸・心マッサージ可] | 3体 |
| ・ 気道管理トレーナー | 1台 |
| ・ AED（自動体外式除細動器）トレーニングユニット [訓練用] | 2台 |

ワークライフバランス塾 in 京都

理想の医師生活を送る！未来輝くプロジェクト

府医医師のワークライフバランス委員会主催の「ワークライフバランス塾 in 京都」を開催いたします。現地参加・ライブ配信・オンデマンド配信をご希望の方は、下記 URL または 2 次元コードよりお申し込みください。

※オンデマンド配信視聴のみの方も、事前のお申し込みが必要です。

テー マ 生成 AI を相棒に！ 時短と質向上を両立する AI 活用「基本のキ」から最前線まで

と き 令和8年3月22日(日) 午前10時～午後12時

と こ ろ 京都府医師会館 2階 (ハイブリッド形式)

対 象 勤務医・開業医・研究者・医療機関管理者 ほか医療従事者

共 催 京都大学 KUSUNoKI プロジェクト
京都府立医科大学 WLB 支援センターみやこ

内 容 基調講演①「個人とチームのための生成 AI 実践術」

近畿大学医学部 皮膚科学教室 主任教授 大塚 篤司 氏
日医生涯教育 CC: 0. 最新のトピックス・その他 (1単位)

基調講演②「記録作業などが大幅に短縮！医療用生成 AI の実践例」

医仁会武田総合病院 副院長 中前恵一郎 氏
日医生涯教育 CC: 9. 医療情報 (0.5 単位)

パネルディスカッション 司会 京都済生会病院腎臓内科 医長 原 将之 氏

申込フォーム (当日視聴、オンデマンド視聴共通)

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_mNtDNOdBTb-dJq8vbuHAGA



企画のことば

「生成 AI は難しそう」という医師、「研究や論文執筆を加速させたい」研究者、そして「組織変革を目指す」管理者の方まで。本企画は、生成 AI を「有能な相棒」として迎え、働き方を劇的に変えるヒントを体感する場です。日々の書類作成などの「個人の時短術」に加え、研究活動を強力にサポートする「学術面での活用」、医療安全と質を高める「組織的な導入」まで幅広く網羅しました。生成 AI とともに時間を生み出し、理想の医師生活をデザインする。その第一歩を、ここから踏み出しませんか。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

お問い合わせ先 京都府医師会 総務課 TEL: 075-364-6102 FAX: 075-354-6074

令和7年度 第1回医療安全講演会 開催のお知らせ

今年度第1回の医療安全講演会は、「アドバンス・ケア・プランニング」をテーマに開催いたしますので、奮ってご参加ください。受講方法は、医師会館でのリアル受講とウェブ配信による視聴を予定しており、いずれも専門医共通講習および日医生涯教育講座の単位が付与されます（※ウェブ参加は付与条件あり）。また後日、府医ホームページでのオンデマンド配信も予定しております。

1. 配信日時 令和8年3月22日(日) 午後2時～午後4時
(*講演会終了後、専門医単位取得用設問が30分流れます)

2. 開催方法 府医会館で受講またはウェブ配信を視聴 (* ZOOM ウェビナーにて配信)
*府医会館での参加は先着順となります

3. 申し込み方法 以下、二通りで申し込みを受け付けます
受付後、アドレスに受付完了メールが自動送信されます

・方法1) 二次元コードで申し込み

→右記二次元コードよりお申し込みください

二次元コードは府医ホームページにも掲載しています

申し込み用 URL

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_tIRzc6EcSjWZdviOMRQIpg



申し込み用
二次元コード

・方法2) メールで申し込み

→以下送付先に入力項目を記入し送信してください

(メール送付先：anzen@kyoto.med.or.jp)

<入力項目>

表題に「令和7年度 第1回医療安全講演会受講申込」と入力ください

- ①氏名、②氏名（ふりがな）、③性別、④職種、⑤診療科目（医師のみ）
- ⑥所属医療機関、⑦郵送物送付先（郵便番号）、⑧郵送物送付先（住所）
- ⑨郵送物送付先（所属名）、⑩電話番号（日中連絡可能な番号）、⑪メールアドレス
- ⑫参加方法（府医会館 or ウェブ）、⑬専門医共通講習単位の要否（必要 or 不要）

※) 二次元コードでお申し込みの際、氏名の入力が（名）（姓）の順になっておりますので、ご入力時ご注意ください。

※) 氏名の入力はアルファベットやニックネームの使用はご遠慮ください。

※) 申し込みが完了すると、すぐに<受付完了メール>がご登録のアドレスに届き、受講決定となります。メールアドレスの入力が誤っていると受付完了メールが届きませんので正確にご入力ください。受付完了メールが届かない場合は受付ができませんので、再度お申し込み手続きをお願いします。

4. 受講方法 <受付完了メール>には、講演会受講用のリンク URL が記載されており、講演会当日は URL より定刻までにご入室ください。なおリマインドメールを開催日の1週間前と1日前に送信します。

5. 申し込み〆切 3月16日(月)

6. 受講対象 医療安全に関わる全職種を対象

7. 単位
- ・新専門医制度における専門医共通講習（医療倫理）1単位
 - ・日医生涯教育講座 2. 医療倫理：臨床倫理 1単位
 - 4. 医師－患者関係とコミュニケーション 0.5単位

・「医療に係る安全管理のための職員研修」修了証

※ウェブ配信で参加される方で、専門医共通講習の単位を希望される場合は、講演動画終了後ポップアップにて表示される<設問（5題）>を必ずご回答ください。
<4題以上正解>で単位付与が可能となります。

8. 主催 京都府医師会（事務局 医療安全課（TEL：075-354-6505））

= プログラム =

とき 令和8年3月22日(日) 午後2時～午後4時

テーマ 「アドバンス・ケア・プランニング」

座長 山口 明浩 氏（京都府医師会医療安全対策委員会 委員長）

司会 松村 由美（京都府医師会 理事）

◎講演1) <60分>

講師 竹之内沙弥香 氏（京都大学大学院医学研究科 人間健康科学系専攻
先端基盤看護科学講座 准教授）

演題名 「生きる！を支える アドバンス・ケア・プランニング（ACP）
— 医療現場での対話と意思決定支援を考える —」

新専門医制度における専門医共通講習 医療倫理 1単位

日医生涯教育講座（カリキュラムコード）> 2. 医療倫理：臨床倫理 1単位

◎講演2) <15分>

講師 鹿野 勉 氏（おかもとクリニック 院長）

演題名 「透析医療と ACP」

◎講演3) <30分>

講師 廣石阿津沙 氏（弁護士法人 椿）

演題名 「医療における自己決定権の法理とその限界
— 判例にみる説明義務と代諾の位置付け —」

日医生涯教育講座（カリキュラムコード）>

4. 医師－患者関係とコミュニケーション 0.5単位

◎質疑応答) <15分>

◎設問) 16:00～16:30 <30分>

*専門医単位付与の要件となる設問です。回答が終わり次第退出いただけます。

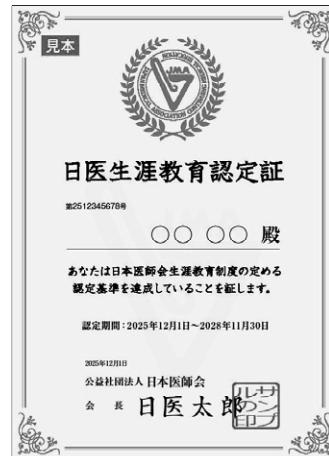
MAMIS 研修管理機能における日本生涯教育制度の単位確認と各種証明書発行についてのご案内

令和7年4月より運用を開始しております
MAMIS 研修管理機能につき、MAMIS マイページからご自身で、日医生涯教育制度の単位確認および受講証明書、認定証等の発行が可能となっております。つきましては、本年度より「学習単位取得証（紙媒体）」（見本1）の送付は行いませんので、ご留意ください。

また、「日医生涯教育認定証」（見本2）についてはこれまでどおり紙媒体の送付に加え、マイページからも発行が可能です。



見本1



見本2

詳細は以下または府医 HP 日医生涯教育ページ (<https://www.kyoto.med.or.jp/medical-worker/education>) をご確認ください。



府医 HP
日医生涯教育
ページ



MAMIS
ログイン
ページ

●MAMIS ログインページ

<https://mamis.med.or.jp/login>

●MAMIS 研修管理機能操作マニュアル

●ログインから利用者登録マニュアル

各マニュアルは府医 HP 日医生涯教育ページよりご確認ください。

※初回ログイン・利用者登録がお済みでない方は先に利用者登録の手続きが必要です。

※初回ログイン ID・パスワードは、2025年2月末～3月上旬に日医から送付している通知はがきをご確認ください。

また、ログイン ID・パスワードがご不明の場合は、以下の日本医師会 会員情報システム運営事務局にお問い合わせください。



MAMIS
お問い合わせ

●MAMIS の手続きに関するお問い合わせ

日本医師会 会員情報システム運営事務局

<https://mamis.med.or.jp/contact/>

コールセンター：0120-110-030 (平日 午前10時～午後6時)

【本件についてのお問い合わせ先】

担当：府医 学術生涯研修課

T E L : 075-354-6104 FAX : 075-354-6074

E-mail : gakujyutu@kyoto.med.or.jp

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

「京都医報」への ご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味」「診療奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等について紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

診療奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

会員消息

(11/20, 11/27 定例理事会承認分)

入会

| 氏名 | 会員区分 | 地区 | 医療機関 | 診療科目 |
|-------|------|----|---------------------------------|-------|
| 岡本広太郎 | A | 下西 | 下京区綾小路通猪熊西入丸屋町 555 番地 1 岡本医院 | 内・循内 |
| 桑原 香奈 | A | 東山 | 東山区今熊野北日吉町 35 京女大健康管理センター診療所 | 内 |
| 松ヶ角 透 | A | 西京 | 西京区下津林東大般若町 30 番地 かつら透析クリニック | 泌 |
| 重本 直柔 | B1 | 下西 | 下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院 | 内 |
| 芝田 浩平 | B1 | 下西 | 下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院 | 整外 |
| 畦地 英全 | B1 | 西京 | 西京区山田平尾町 17 京都桂病院 | 消内 |
| 市地 春彦 | B1 | 宇久 | 城陽市奈島下ノ畔 3-3 あそかビハーラ病院 | 緩和内・内 |

異動

| 氏名 | 会員区分 | 地区 | 医療機関 | 診療科目 |
|-------|-------|-------|---|------|
| 水野 恵 | A→A | 東山→綾喜 | 京田辺市興戸川原谷 61 同志社大学京田辺校地保健センター | 内 |
| 児玉 直俊 | A→A | 左京→左京 | 左京区大原戸寺町 334-1 京都大原記念病院 | リハ |
| 一ノ橋紘平 | A→A | 宇久→宇久 | 宇治市五ヶ庄折坂 56-1 いちのはしクリニック ※組織変更にともなう異動 | 内・救急 |
| 三橋 尚志 | B1→A | 左京→左京 | 左京区吉田近衛町 26 京都近衛リハビリテーション病院 | 整外 |
| 田伏 洋治 | A→B1 | 綾喜→中西 | 中京区西六角通新町西入西六角町 109 京都新町病院 | 内 |
| 垣田 清人 | A→B1 | 左京→左京 | 左京区大原戸寺町 334-1 京都大原記念病院 | リハ |
| 楠田 梨沙 | A→B1 | 西京→伏見 | 伏見区桃山町伊賀 83-1 桃仁会病院 | 腎内 |
| 木戸 健介 | B1→B1 | 山科→下西 | 南区吉祥院八反田町 32 十条武田リハビリテーション病院 | 整外 |
| 内藤 雅人 | B1→B1 | 西京→左京 | 左京区北白川山ノ元町 47 日本バプテスト病院 | 外 |

退 会

| 氏 名 | 会員区分 | 地 区 | 氏 名 | 会員区分 | 地 区 | 氏 名 | 会員区分 | 地 区 |
|-------|------|-----|--------|------|-----|-------|------|-----|
| 上森 聰美 | B 1 | 中西 | 三戸岡奈津実 | B 1 | 中西 | 赤塚 啓一 | B 1 | 下西 |
| 佐々木亮一 | B 1 | 乙訓 | 古谷 幸子 | B 1 | 宇久 | | | |

第29回 定例理事会 (11月20日)

報 告

1. 下京西部医師会との懇談会の状況
2. 第1回医師のワークライフバランス委員会の状況
3. 第2回基金・国保審査委員会連絡会の状況
4. 乳がん検診委員会講演会および症例検討会の状況
5. <京都市>令和7年度京都市結核・感染症発生動向調査委員会（結核部会）の状況
6. 第2回感染症対策小委員会の状況
7. 令和7年度 World Diabetes Day(WDD)ダイアベティス対策講座・ブルーライトアップの状況
8. 救急小委員会の状況
9. 令和7年度第2回 JMAT 京都研修会の状況
10. 第1回地域医療対策委員会の状況
11. 日医認定健康スポーツ医制度再研修会の状況
12. 第4回医事紛争相談室の状況
13. 日医理事会の状況

議 事

14. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
15. 会員の入会・異動・退会13件を可決
16. 常任委員会の開催を可決
17. 第3回救急小委員会開催を可決
18. <京都市教育委員会>京都市中学校体育大会秋季大会ラグビーフットボール種目への救護医師の出務を可決
19. <京都市>令和7年度 地域の医療・介護機関等との連携体制構築に係る地区医への補助支出を可決
20. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
21. 第5回医事紛争相談室の開催を可決
22. <京都府看護協会>令和7年度医療安全シンポジウムへの講師派遣を可決

第30回 定例理事会 (11月27日)

報 告

1. 会員の受賞者
2. 京都北医師会および相楽医師会との懇談会の状況
3. 融資斡旋の状況
4. 国民医療推進協議会「国民医療を守るために総決起大会」の状況
5. <京都市>令和7年度第3回京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議の状況
6. 京都府胃がん内視鏡検診従事者研修会の状況
7. 屋根瓦ワーキングチーム令和7年11月度定例会議の状況
8. <日医>令和6・7年度第6回地域医療対策委員会の状況

議 事

9. 会員の入会・異動・退会8件を可決
10. 第1回選挙管理委員会の開催を可決
11. 月曜会との懇談会の開催を可決
12. 令和7年度第1回地区災害対策担当理事連絡協議会の開催を可決
13. 令和7年度第3回JMAT京都研修会の開催を可決
14. 地区医「健康教室・健康づくり事業」の認定を可決
15. 救急告示医療機関の指定申請を可決
16. 令和7年度臨床研修屋根瓦塾KYOTO—2026冬一の開催を可決
17. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
18. 令和7年度生涯教育事業(地区医実施分)への共催を可決
19. 屋根瓦ワーキングチーム令和7年12月度定例会議の開催を可決

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいているま
す府医発行の府民・市民向
け広報誌『Be Well』につ
きましては現在109号まで発
行しております。

右記のバックナンバーにつ
きましては在庫がござい
ますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- 38号▶エイズ患者・HIV感染者今まで
は増え続けます
42号▶男性の更年期障害
47号▶一酸化炭素中毒
55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン
65号▶感染症罹患時の登園(校)停止基準と
登園届
69号▶PM2.5と呼吸器疾患
70号▶BRCAについて
77号▶性感染症 STI
78号▶コンタクトレンズによる目の障害
79号▶肝炎・肝がん
81号▶爪のトラブル(巻き爪・爪白癬)
82号▶脳卒中
83号▶大人の便秘症
84号▶熱中症
85号▶毒虫
87号▶夜間の頻尿
88号▶認知症
89号▶CKD(慢性腎臓病)
- 90号▶急性心筋梗塞
91号▶消化器がんの予防と検診
92号▶知っておきたいたばこの事実
93号▶白内障
94号▶ロコモ
95号▶子宮頸がん
96号▶心房細動
97号▶糖尿病
98号▶アトピー性皮膚炎
99号▶甲状腺について
100号▶肺がん
101号▶不妊治療
102号▶骨粗鬆症
103号▶乳がん
104号▶心臓弁膜症
105号▶心肺蘇生法
106号▶尿路結石症
107号▶痛風・高尿酸血症
108号▶アイフレイル
109号▶帯状疱疹

京都府医師会ホームページをご活用ください



TOP ページ



皆さまにより快適にご利用いただけるよう、ホームページをリニューアルいたしました。デザインを一新し、情報を探しやすく整理するとともに、スマートフォンやタブレットからも見やすいレイアウトに改善しております。ぜひ新しくなったホームページをご覧いただき、最新情報やサービスをご活用ください。

※ TOP ページの URL はこれまでと変わりなくご利用いただけます。

◇ 医療関係者向けのページに文書ライブラリを新設
各種通知を一覧でご覧いただけます。

◇ 会員専用ページの閲覧には、ログインが必要です。
ログイン ID・パスワードについては、
4月1日号同封の別紙をご確認ください。

京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。

アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン・携帯)

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/maillist/index.shtml>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項（①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス）をご記入の上、総務課（FAX：075-354-6074）まで送信してください。

*お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンシブ機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。

例年、ログイン用のIDとパスワードについては京都医報7月15日号にてお知らせしていましたが、本年4月の京都府医師会ホームページのリニューアルとともに、ホームページの会員専用ページと共にログイン用のID・パスワードで閲覧が可能となりました。

※ログインID・パスワードについては、4月1日号同封の別紙をご確認ください。



閲覧はこちら



トップ画面



記事画面

～ 3月度請求書（2月診療分）提出期限～

- ▷ 基金 10日(火) 午後5時30分まで
- ▷ 国保 10日(火) 午後5時まで
- ▷ 労災 10日(火) 午後5時まで

☆提出期限にかかるまで、お早めにご提出ください。

☆保険だより9月15日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参考ください。

保険だより**一 必 読 一**

**外来・在宅ベースアップ
評価料（I）の新規届出について
2月中の届出を！**

政府が昨年閣議決定した令和7年度補正予算に基づき、京都府が実施する予定の医療機関等処遇改善等推進事業（無床診療所：15万円支給[※]）につきまして、対象となる診療所は3月1日時点でのベースアップ評価料を届出している施設となります。ベースアップ評価料を届出していない医療機関は、2月中の届出が必須となりますのでご注意ください。すでに届出済の医療機関は再度の届出は不要です。

なお、中医協において令和8年度診療報酬改定に向けた議論が行われていますが、賃上げ対応としてベースアップ評価料の点数の引上げとともに、すでに届出している医療機関と未届けの医療機関で点数に差を設ける方向性が示されています。外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出書類は大幅に簡素化されていますので、新規届出を是非ご検討ください。届出様式や記載例等は下記をご参照ください。

なお、支援事業の申請時期・方法等の詳細は京都府から示され次第、あらためてお知らせします。

※「医療機関等処遇改善等推進事業」（支給金額を活用して職員の賃金改善を行う）

無床診療所：15万円支給

有床診療所：3床以上は72,000円×許可病床数、1,2床は1施設15万円を支給

3月度請求書（2月診療分）

提出期限

▷基金 10日(火)

午後5時30分まで

▷国保 10日(火)

午後5時まで

▷労災 10日(火)

午後5時まで

☆提出期限にかかるわらず、

お早めにご提出ください。

☆保険だより9月15日号に半年

分の基金・国保の提出期限を

掲載していますので併せてご参
照ください。

令和7年度補正予算

**医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する
支援事業の概要(厚生労働省による説明内容)**

3. 診療所等賃上げ支援事業

(3) 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等のうち、

ア 有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーションは
令和8年3月1日時点でベースアップ評価料(※)を届け出ている施設

(※)「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料(医科)」、「入院ベースアップ評価料(歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(5) 給付金の支給額

給付金の支給額は以下のとおり算定する。

- ・ 有床診療所(医科・歯科)

許可病床数 × 72千円

(※:使用許可病床数が2床以下の場合は1施設 × 150千円を支給する。)

- ・ 無床診療所(医科・歯科)

1施設 × 150千円

令和7年度補正予算の賃上げ支援事業において、例えば診療所（無床）であれば、1施設当たり15万円の給付金が支給されることになりました。
【支給を受ける要件】ベースアップ評価料 3/1時点での届出施設

- 「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されています。
※届出書添付書類（Excel）には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。
- 基本的には、直近1か月間の初・再診料等の算定回数を調べていただくだけで、届出書添付書類の作成が可能です。
- 令和7年度補正予算及び令和8年度診療報酬改定の対応のために、届出をご検討ください。

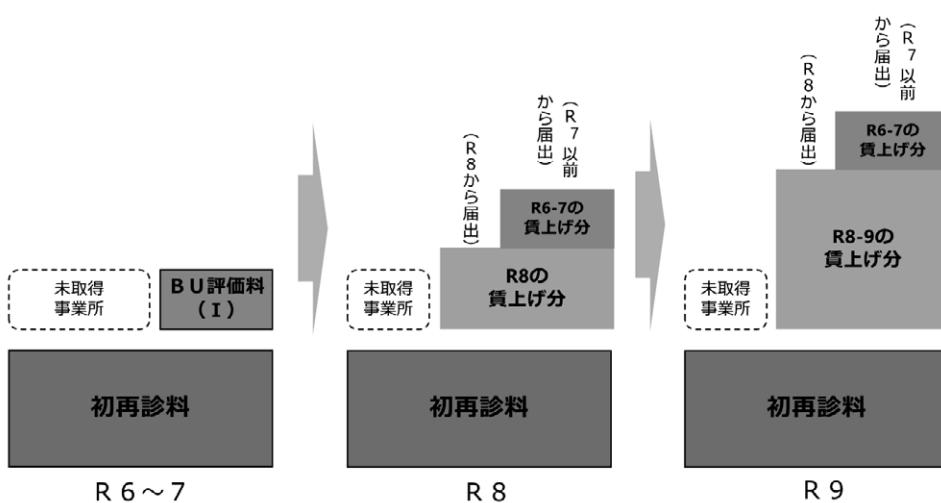


2月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討ください !!

◎中医協(総-5)賃上げについて(その2) 令和8年1月14日【令和8年度診療報酬改定】

外来・在宅ベースアップ評価料（I）に関する対応について（案）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）については、現時点で未取得の医療機関が多いことから、令和8年度改定において同様の評価を設定する際には、令和6・7年度の算定状況に応じて、評価に差を設ける必要があるのではないか。



外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の新規届出方法

下記の厚労省 HP から届出様式(Excel ファイル)をダウンロード

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

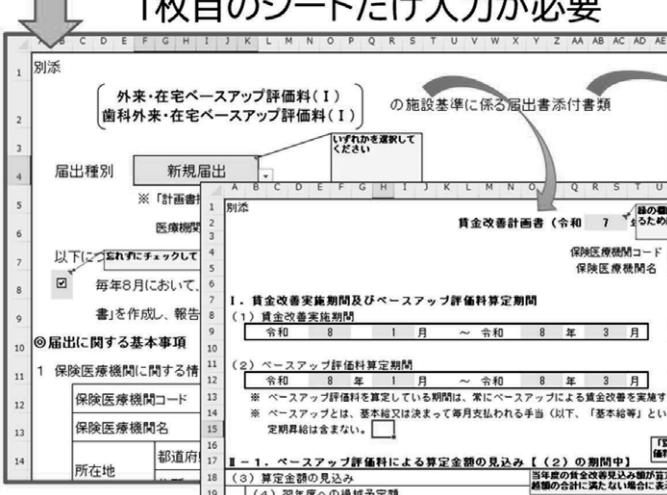
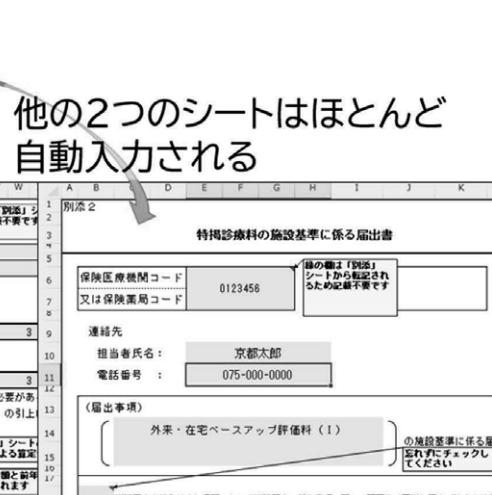
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または



ダウンロードする Excel ファイルの中には 3 枚のシート

| | |
|---|--|
| <p>1枚目のシートだけ入力が必要</p>  | <p>他の2つのシートはほとんど自動入力される</p>  |
|---|--|

ダウンロードしたExcelファイル内の「別添」シート

別添

※「計画書提出」は、既に外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出を行っていて、算定を開始している医療機関が、毎年度の賃金改善計画書を提出する場合に選択してください

以下の框に赤枠で囲まれた箇所に記入してください

届出種別 新規届出

※「計画書提出」は、既に外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出を行っていて、算定を開始している医療機関が、毎年度の賃金改善計画書を提出する場合に選択してください

以下につき赤枠で囲まれた箇所に記入してください

毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

半角数字7桁で記入してください
例：0123456
※小数点やカムなど
の記号は含めないでください

医療機関名を記載してください
全角文字で記載してください
x ●●クリニック
○ ●●クリニック

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 保険医療機関コード | 0123456 |
| 保険医療機関名 | ●●クリニック |
| 所在地 | 都道府県 京都府 住所 京都市中京区○○ |
| 開設者名 | 京都花子 |
| 連絡先 | 担当者氏名 京都太郎 電話番号 075-000-0000 |

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

チェックを入れると、「5 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み」の③～⑥欄が表示されます。

2 届出を行う評価料(届出を行う項目に□を記載すること)

外来・在宅ベースアップ評価料(I)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも□を記載すること。

3 届出年月日 令和 8 年 2 月 3 日

選択してください

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間 届出する月の翌月が算定を開始する月になる

選択してください

① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 8 年 3 月

② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

選択してください
(原則として3月)

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。

5 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

レセコン等から確認し、入力する

| 点数表の項目 | | 算定回数 |
|-----------|-------------------|-------|
| 医科 点数表 | ③ 初診料等 | 100 回 |
| | ④ 再診料等 | 500 回 |
| | ⑤ 訪問診療料(同一建物以外) | 回 |
| | ⑥ 訪問診療料(同一建物) | 回 |
| 歯科 点数表 | ⑦ 初診料等 | 回 |
| | ⑧ 再診料等 | 回 |
| | ⑨ 歯科訪問診療料(同一建物以外) | 回 |
| | ⑩ 歯科訪問診療料(同一建物) | 回 |

記載上の注意を読んだ上で記載してください

記載上の注意を読んだ上で記載してください

前年度からの繰越がある場合、
繰越予定額を記載してください。繰越予定がない場合は0を記載してください。

0 円

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み

(⑪)の1か月当たりの金額を含む)

緑色の枠は自動入力される
ので触らない

16,000 円

A

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ペア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間 算定を開始する月(届出する月の翌月)から
令和8年3月までとなる

選択してください

令和 8 年 3 月

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

令和 8 年 3 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)

選択してください
(原則として3月)

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にペア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「⑭届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

A の金額 ≦ B の金額となるよう、⑮の数字を調整する

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑯ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

対象職員全員の合計額を記載してください

13,800 円

0 円

⑰ ⑯に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点不明の場合は0として構わない)

B

16,077 円

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

⑯と⑰の数字から自動計算されるため記載不要です

※ 「⑯対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑭届出に係る年度に始する月」における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

以下、【記載上の注意】等は略

ダウンロードしたExcelファイル内の「計画書」シート

このシートは全て自動入力されるため、触らない
別添

資金改善計画書（令和 7）

※この欄は「別添」シートから転記される
ため記載不要です

保険医療機関コード 0123456
保険医療機関名 ●●クリニック

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 8 年 3 月 ~ 令和 8 年 3 月 1 ヶ月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ペア等」という）をいい、定期昇給は含まない。

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

| | | |
|---------------------------------------|--|----------|
| (3) 算定金額の見込み | 当年度の賃金改善見込み額が算定金額と前年度からの縁越額の合計に満たない場合に表示されます | 16,000 円 |
| (4) 翌年度への縁越予定額 | 「別添」シートの①の数字が転記されます | 0 円 |
| (5) 前年度からの縁越額（令和 7 年度届出時のみ記載） | | 0 円 |
| (6) 算定金額の見込み（縁越額調整後）【(3) - (4) + (5)】 | | 16,000 円 |

II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1)の期間中】

| | |
|------------------------------------|----------|
| (7) 全体の賃金改善の見込み額 | 16,077 円 |
| (8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】 | 16,000 円 |

III. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項

| | |
|----------------------------|----------|
| (9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分） | 13,800 円 |
|----------------------------|----------|

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 2 月 3 日 開設者名： 京都花子

【記載上の注意】

- 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のことをいう。
- 「(1) 賃金改善実施期間」は、原則 4 月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の 3 月までの期間をいう。
- 「(2) ベースアップ評価料算定期間」は、原則 4 月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の 3 月までの期間をいう。
- 「(6) 算定金額の見込み」については、対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 「(7) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 「(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）」については、【賃金改善実施期間（1）の開始月】における対象職員（全体）の 1 か月の基本給等総額の増加分の見込み額を記載すること。

ダウンロードしたExcelファイル内の「届出書」シート

チェックだけ忘れずにする

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

| | | |
|--|---------|-----------------------------|
| 保険医療機関コード 又は保険薬局コード | 0123456 | ▲緑の欄は「別添」シートから転記されるため記載不要です |
| 連絡先 担当者氏名 : 京都太郎 電話番号 : 075-000-0000 | | |
| (届出事項) 外来・在宅ベースアップ評価料（I） | | |
| の施設基準に係る届出 忘れずにお問い合わせください | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 | | |
| 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 | | |
| 令和 | 8 年 | 2 月 3 日 |
| 保険医療機関・保険薬局の所在地 京都市中京区○○ 及び名称 ●●クリニック | | |
| 開設者名 京都花子 | | |
| 近畿厚生局長 殿 | | |

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

下記の近畿厚生局京都事務所のメールアドレス宛に
届出様式のExcelファイルを送付することで、届出完了となります。

ファイル名には医療機関コードを含めてください。

ファイル名の例:「0123456_ベースアップ評価料届出.xlsx」

提出先アドレス baseup-hyoukaryou26@mhlw.go.jp

メール本文にも、医療機関名及び連絡先を記載してください。

なお、やむを得ない事情がある場合は書面での提出も可能です。

送付先：近畿厚生局京都事務所

〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691
りそな京都ビル5階

TEL 075-256-8681

— オンライン申請の対象となる施設基準の追加について —

医療機関から近畿厚生局に届け出ている申請・届出の一部については、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」を利用することで、オンラインでの申請・届出が可能となっていますが、今般、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の改修が行われ、オンライン申請の対象となる施設基準が追加されましたので、お知らせします。対象となる施設基準は従来、基本診療料が中心でしたが、今回、在宅医療に係る施設基準や疾患別リハビリ等、特掲診療料の施設基準も多数追加されています。

詳細は、下記のHPをご参照ください。

近畿厚生局 HP の「保険医療機関等電子申請・届出等システム」

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_00370.html#%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E6%A6%82%E8%A6%81



「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る 医療機関等助成事業」について

令和7年11月15日号にて既報のとおり、医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る助成金について、令和8年1月15日までとされていた申請期限が、「当分の間」に延長されたので、お知らせします。

なお、導入は任意であり、義務ではありません。

【助成金申請対象医療機関】

申請時において医療扶助のオンライン資格確認の導入にともなうレセコン等の改修を行った病院、診療所

申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要となりますので、ご準備できた段階で医療機関等向け総合ポータルサイトよりご申請ください。

○医療機関等向け総合ポータルサイト

「医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217



「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版」の 周知について

標記の手引きは、平成28年4月に策定された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、医療機関における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として作成されたものです。

第四版では、医科編における知見を最新のものに更新し、医科・外来編と医科・入院編と薬剤耐性菌感染症の抗菌薬適正使用編の3部構成となっています。下記をご参照ください。

「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版」の掲載先

◆医科・外来編

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001630903.pdf>



◆医科・入院編

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001630904.pdf>



◆薬剤耐性菌感染症の抗菌薬適正使用編

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001630929.pdf>



資格確認書の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご留意ください。

[法務省共済組合近畿地方更生保護委員会支部]

| | |
|--------|--------------|
| 保険者番号 | 31270085 |
| 記号番号 | 113 20005640 |
| 氏名 | 増井久輝 |
| 被扶養者氏名 | 増井千恵 増井杏香 |
| 生年月日 | 昭42.10.14 |
| 無効事由 | 亡失 |
| 無効年月日 | 令7.12.23 |

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府健康福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご留意ください。

| | |
|-------|---------|
| 受給者番号 | 0036947 |
| 氏名 | 松下美江子 |
| 生年月日 | — |
| 無効事由 | 紛失 |
| 無効年月日 | 令8.1.16 |

地域医療部通信

令和7年度 第3回 JMAT 京都研修会開催のご案内

府医では、災害医療対策の一環として『JMAT 京都』を立ち上げ、災害医療支援チームの体制構築に取組んでおります。この度、令和7年度 第3回 JMAT 京都研修会の日程が確定いたしましたので、ご案内いたします。

日医災害医療チーム (JMAT : Japan Medical Association Team) は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地病院・診療所への支援、さらに医療提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲におよぶと日医では定義しております。

今年度は「JMAT 京都としての被災地活動について～南海トラフに備えて～」をテーマとし、11月15日に開催した第2回の研修会においては、JMAT 京都としての被災地活動、南海トラフにおけるJMAT活動や派遣までの備えについてご講演いただきました。

今回、第3回の研修会につきましては、下記内容にて3月7日(土)に、京都第一赤十字病院にて開催させていただく予定です。

前回ご参加いただけていない方でも受講可能ですので、是非ともご参加くださいますよう何卒お願い申し上げます。

お申し込み方法につきましては、下記の「申込方法」のURLにアクセスいただき、申し込みフォームよりお申し込みください。

記

令和7年度 第3回 JMAT 京都研修会

日 時 令和8年3月7日(土) 午後2時～午後4時30分

場 所 京都第一赤十字病院 管理棟5階 多目的ホール
(東山区本町15-749 JR/京阪「東福寺」駅より徒歩5分)

テ マ 「JMAT 京都としての被災地活動について～南海トラフに備えて～」

内 容 「災害時のICT活用について」

対 象 者 京都府医師会、京都府歯科医師会、京都府薬剤師会、京都府看護協会、
その他関係団体の会員

申込み 以下のURLもしくは二次元コードからお申し込みください。
<https://forms.gle/DbSZmTwXYCPvNZ7m7>



お問い合わせ先 京都府医師会 地域医療1課 TEL: 075-354-6109 FAX: 075-354-6097
メールアドレス: chiiki-1@kyoto.med.or.jp

京都府立医科大学附属病院・京都府医師会共催

「地域連携の集い」 — 地域全体が集結する医療のために —

日 時 令和8年3月7日(土) 午後2時～午後5時 (午後1時30分受付開始)

形 式 会場開催

会 場 図書館ホール (定員100名)

共 催 京都府立医科大学附属病院 京都府医師会

参 加 費 無料

内 容 <第一部：講演会> (14:00 ~ 15:20)

総合司会 患者サポートセンター 副センター長 辻田比佐子 氏

| | |
|------------------|--|
| (1) 開会挨拶 14:00 ~ | 病院長挨拶 (5分) 病院長 佐和 貞治 氏 |
| | 京都府医師会長挨拶 (5分) 一般社団法人 京都府医師会 副会長 谷口 洋子 氏 |

| | |
|------------------|-----------------------------------|
| (2) 来賓挨拶 14:10 ~ | 来賓挨拶 (5分) 京都大学医学部附属病院 病院長 高折 晃史 氏 |
|------------------|-----------------------------------|

| | |
|--------------------|------------------------|
| (3) 新任教授紹介 14:15 ~ | 皮膚科 (10分) 教授 福本 毅 氏 |
| | 消化器内科 (10分) 教授 高木 智久 氏 |

| | |
|------------|--|
| (4) シンポジウム | テーマ「救急医療における地域連携」 14:35 ~ 15:15 座長 呼吸器内科 教授 高山 浩一 氏 |
| | 1. 「当院救命救急センターの現状と課題」 (20分) 京都府立医科大学附属病院 救急医療科 教授 松山 匡 氏 |

| | |
|---|-----------|
| 2. 「JCHO 京都鞍馬口医療センターでの下り搬送の応需状況について」 (15分) JCHO 鞍馬口医療センター 副院長 山崎 正貴 氏 | 総合討論 (5分) |
|---|-----------|

| | |
|------------------------|--------------|
| (5) 閉会の挨拶 15:15 ~ (5分) | 副病院長 高山 浩一 氏 |
|------------------------|--------------|

<第二部：懇親会> (15:30 ~ 17:00)

ささやかではございますが、会食の席をご用意しております。

「地域連携の集い」申込み

京都府立医科大学附属病院 患者サポートセンター行

075-251-5188

下記をご記入の上、2月20日(金)までにFAX(075-251-5188)もしくは
二次元バーコードよりお申し込みください。



貴医療機関・施設名 _____

ご連絡先電話番号 _____

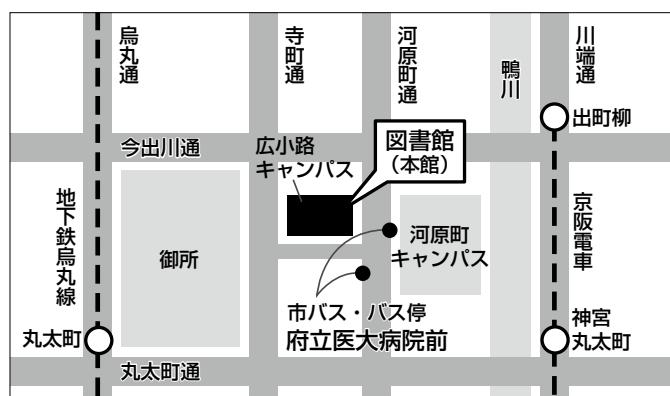
| ご芳名・職種 | 第一部懇話会 | 第二部懇親会 |
|--------|----------|----------|
| (職種：) | 参加 · 不参加 | 参加 · 不参加 |
| (職種：) | 参加 · 不参加 | 参加 · 不参加 |
| (職種：) | 参加 · 不参加 | 参加 · 不参加 |

※定員になり次第、申し込み締切とさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

※今年度はWeb配信はございません。

お問い合わせ

京都府立医科大学附属病院
患者サポートセンター(宮浦)
TEL: 080-4416-5067



第38回京都府眼科学校医研修会のご案内

(日本眼科学会専門医制度生涯教育事業認定 No.04503)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、今年度も表記研修会を開催いたします。本研修会に於きましては会場での聴講と併せてweb配信でのご参加を予定しています。事前登録制となりますので、応募要項をご一読いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時 令和8年3月14日(土) 午後3時～午後6時 (予定)

場 所 ハートピア京都（大会議室）ならびにZOOMによる講演配信
※眼科医師のほかに、他科医師・養護教諭・視能訓練士・教育関係者など多くの方のご参加をお待ちしております。

— プログラム —

開会挨拶 京都府眼科医会 副会長 沼 朝代 氏
司会：横井 桂子 氏

講演1 「学童近視の疫学と治療」
京都府立医科大学眼科学教室・四条烏丸眼科小室クリニック 中村 葉 氏

講演2 「全国調査から見えてくる斜視の動向」
京都大学大学院医学研究科眼科学教室 宮田 学 氏

学校医会からのお知らせ・新任学校医オリエンテーション
京都府眼科医会 副会長 横井 桂子 氏

閉会挨拶 京都府眼科学校医会 副会長 辻 俊明 氏

主 催 京都府眼科学校医会・京都府眼科医会・京都府医師会

後 援 京都府教育委員会・京都市教育委員会

*日本眼科学会専門医 1.5単位 (会場聴講), 1単位 (Web聴講)

*京都府学校指定医 1単位

*日医生涯教育講座 講演1. 36 視力障害・視野狭窄 (1単位)
講演2. 72 成長・発達の障害 (1単位)

*ご登録の際は日本眼科学会会員番号を必ずご入力下さい。(専門医単位取得に必要です)

参加費用 2,000円（医師のみ有料）

※お振込みが確認出来ましたら、後日研修会への招待メールをお送りいたします。
※医師以外の職種の方は参加費用は無料です。

振込先 【銀行にお振り込みの場合】

銀行名：ゆうちょ銀行〇九九（ゼロキユウキユウ）店

預金種別：当座預金 口座番号：0181747

口座名：京都府眼科医会

【郵便振替口座にお振り込みの場合】

口座記号番号：00960-9-181747

加入者名：京都府眼科医会

※お振込み人氏名は必ず受講者氏名でお願いいたします。

～第38回京都府眼科学校医研修会 応募要項～

- ① 会場聴講もしくはweb聴講にてご参加いただけます。
- ② 「応募フォーム」からご希望の参加形式をご登録ください。
- ③ 会場聴講者は50名に限定いたします。
希望者多数の場合、先着順とします。あしからずご理解賜りますようお願いします。
情勢によってはWeb配信のみに切り替える可能性がございます。
- ④ メールにて配信URLをご指定のアドレスへお送りいたします
※ご招待メール送付：令和8年3月6日(金)予定
※リマインダーメール送付：令和8年3月13日(金)予定
- ⑤ 開始早々に御退室されました場合は、単位付与はいたしかねます。

《注意》

- ・申し込みと入金の締め切りは令和8年2月27日(金)になります。
- ・医師以外の参加者の応募は前日までお受けしますが、招待メール・テキスト送付が遅延する恐れがあります。余裕を持ってご登録いただけすると幸いです。

応募フォーム URL

URL : <https://form.run/@tplus-group-vA2dotfrxlKrVanYEhyL>



応募フォーム
二次元コード

※質疑についてはZoomのQ&A機能をご利用ください。

※申込時に御記入いただいた個人情報は、本研修に係る連絡のみに使用し、他の用途には使用しません。

-本研修に係るお問い合わせ-

京都府眼科医会：寺田直子

電話：075-354-6105 FAX：075-354-6097

Mail：naterada-j@kyoto.med.or.jp

令和7年度 京都府糖尿病重症化予防対策人材育成研修会

府医では平成29年度から「京都府糖尿病重症化予防対策事業」として、京都府からの委託により人材育成研修会を実施しております。令和7年度は、「糖尿病と腎症に向き合えない理由のある人に押しつけではない、関係性を作り、理由を聞き出しながら治療に向き合えるようにしていく医療者のかかわり」をメインテーマに、糖尿病専門医、腎臓専門医それぞれから日常診療に役立つご講演や多職種協働に関する講演のあと、メインテーマに沿ったグループワークを実施します。

と き 令和8年3月20日(金・祝) 午前9時～正午

と こ ろ 京都府医師会館 310会議室 (今回はWEB配信はありません)

対 象 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員ほか
 ・現に糖尿病患者の治療・保健指導を実施している人
 ・今後糖尿病のある人（疑い含む）の保健指導に従事する人

内 容 テーマ「糖尿病関連腎臓病をマネジメントするコツ」

講演1 糖尿病専門医

京都中部総合医療センター 内分泌・糖尿病・代謝内科 医長 馬場 遼氏

講演2 腎臓専門医

京都府立医科大学附属病院 腎臓内科 科長 草場 哲郎氏

講演3 看護師

八田内科医院 慢性疾患看護専門看護師

小江奈美子氏

グループワーク

「チームワークで糖尿病合併症から救え！～あなたもチームメンバーです～」

司会：京都第二赤十字病院 糖尿病内分泌・膠原病内科

山崎 真裕氏

八田内科医院

八田 告氏

ファシリテーター

京都中部総合医療センター

馬場 遼氏

京都府立医科大学附属病院 腎臓内科

科長

草場 哲郎氏

八田内科医院

慢性疾患看護専門看護師

小江奈美子氏

京都府医師会

理事

上田 三穂氏

参加費 無料

主 催 京都府医師会

共 催 京都府, 京都府糖尿病協会, 京都糖尿病医会, 京都腎臓医会, 京都府薬剤師会,
京都府糖尿病療養指導士認定委員会 (いずれも申請中)

後 援 京都透析医会, 京都府栄養士会, 京都府看護協会, 京都府歯科医師会,
京都府臨床検査技師会, 京都府理学療法士会, 京都府介護支援専門員会
(いずれも申請中)

単 位 ◇日医生涯教育カリキュラムコード

76. 糖尿病 1単位, 4. 医師－患者関係とコミュニケーション 0.5単位

※ 76. 糖尿病は「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準である「慢性疾患の指導に係る研修」4つのうちの1つ(それぞれ1時間以上の受講が必要)になります。

◇その他

日本糖尿病協会 糖尿病認定医取得のための講習会・歯科医師登録医のための講習会
京都府糖尿病療養指導士 認定単位

※グループワークに参加されませんとCDE単位は付与されませんので、予めご了承ください。

登 錄 本研修会の最後に、希望者は京都府の「保健指導地域人材リスト」へ登録が可能です。
京都府内医療保険者において必要な事案が発生した際、適宜近隣登録者に対し保健指導実施協力の要請を行います(登録職種: 保健師、管理栄養士、栄養士)。登録は任意となりますので受講後にご検討ください。

申し込み 右記の二次元コードより申し込みフォームにアクセスしていただき、
必要事項をご記入ください。

FAXご希望の場合は裏面申込用紙をご利用ください。



申し込み締切 3月12日(木)

※3月17日(火)頃を目指すお申し込みいただいたメールアドレスに連絡事項メールをお送りします。万が一未達の場合は3月18日(水)の正午までに地域医療1課(075-354-6109)宛てへご連絡ください。

☆当日の様子を写真撮影し、後日、関係多職種向けに啓発リーフレットを作成する予定です。写真に写ると困る方は、予めお申し出ください(申し込みフォームで意思表示してください)。

令和7年度京都府糖尿病重症化予防対策人材育成研修会
(令和8年3月20日(金・祝))

受講申込書

| | |
|--------------------------------|--|
| 職種 | <input type="checkbox"/> 医師, <input type="checkbox"/> 歯科医師, <input type="checkbox"/> 薬剤師, <input type="checkbox"/> 保健師, <input type="checkbox"/> 看護師, <input type="checkbox"/> 訪問看護師, <input type="checkbox"/> 管理栄養士, <input type="checkbox"/> 栄養士, <input type="checkbox"/> 歯科衛生士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員, <input type="checkbox"/> 臨床検査技師, <input type="checkbox"/> 理学療法士, <input type="checkbox"/> 作業療法士, <input type="checkbox"/> 臨床工学技士, <input type="checkbox"/> 健康運動指導士, <input type="checkbox"/> 介護福祉士, <input type="checkbox"/> 介護支援専門員, <input type="checkbox"/> 臨床心理士, <input type="checkbox"/> 視能訓練士 その他 () ※職種のチェックは1つでお願いします。 |
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 勤務先 | |
| 所在地 | 〒 _____ |
| 電話／FAX | |
| メールアドレス | |
| 写真撮影 | 可 不可 |
| 京都府糖尿病療養指導士認定更新のための講習会(CDE)の単位 | ※単位希望の方は認定番号をご記入ください。 講義、グループワークの出欠確認後、受講証をお送りします。 CDE 京都認定番号 _____ - |

※メールアドレスは必ず記入してください。連絡事項をお送りします。

※1枚につき1名でお申し込みください。

FAX: 075-354-6097

第11回 京都小児在宅医療実技講習会

小児の在宅医療に興味を持たれている医師を対象に府医主催、京都小児科医会と京都府の共催による第11回小児在宅医療実技講習会を下記の要領で開催いたします。

今回は、医療法人メディエフ寺嶋歯科医院の松野頌平先生に「小児在宅での摂食嚥下・栄養の統合支援～評価のポイントと対応の実際～」についてご講演をいただく他、関連1演題、そして実技講習を通して医療的ケア児の呼吸器リハビリテーションについて学んでいただきます。子どもの在宅診療に興味がある先生はもちろん、全く関わったことのない先生も大歓迎ですでの是非ご参加ください！

とき 令和8年3月28日(土) 午後2時～午後5時

ところ 京都府医師会館5階 京都府医療トレーニングセンター

対象 小児在宅医療に興味をお持ちの医師

定員 実習は先着30名

締切 令和8年3月19日(木) ※ただし定員に達し次第締め切り

費用 無料

※日本小児科学会／日本専門医機構 専門医更新単位Ⅲ小児科領域講習（申請中）

対象の講義は2のみ（現地参加のみ）

※京都府医師会指定学校医制度指定研修会 1単位

※日医生涯教育講座 2単位

カリキュラムコード

講演1：13. 医療と介護および福祉の連携（0.5単位）

講演2：72. 成長・発達の障害（1単位）

講演3：80. 在宅医療（0.5）単位

プログラム

1. 「在宅医療をサポートするシステム構築の実例～在宅医療の進化と深化～」

医療法人双樹会 理事 KISA2隊／OYAKATA 守上 佳樹 氏

2. 「小児在宅での摂食嚥下・栄養の統合支援～評価のポイントと対応の実際～」

医療法人メディエフ 寺嶋歯科医院 副院長 松野 頌平 氏

3. 実技講習

「医療的ケア児の排痰を変える：EIT*で見える換気×ポジショニング×呼吸介助」

* EIT (Electrical Impedance Tomography)：電気インピーダンス・トモグラフィー

四天王寺和らぎ苑 榎勢 道彦 氏

静岡県立こども病院 北村 憲一 氏

第11回 京都小児在宅医療実技講習会参加申込書

参加をご希望される方は、下記二次元コードから参加申込みフォームをご利用の上お申し込みください。また、下記の申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りいただくことも可能です。

申し込みの締め切りは3月19日(木)といたしますが、現地（実習）参加希望の場合は、参加応募者が30名に達した時点で受付を終了し、WEBでの講義のみ申込受付いたします。

| | | | |
|---|---------------------------------|---|--|
| ふりがな | | | |
| 氏名 | | | |
| 参加方法 | ①現地参加（実技参加あり） ②Web参加（講義のみ） | | |
| 地区医師会名 | | | |
| 所属医療機関 | | | |
| 京都府医師会員は住所・TEL・FAXの記載不要ですが、メールアドレスは必ずご記入ください。 | 住所 | 〒 | |
| | TEL | | |
| | FAX | | |
| | Mail | | |

FAX 075-354-6097

右記二次元コードまたはURLから

参加申込みフォームにアクセスいただけます。

<https://form.run/@tplus-group-5nkLq2K8WwMhuRwJPT51>



◆本件に関するお問い合わせ先◆

京都府医師会地域医療1課 TEL：075-354-6109

産業保健研修会のご案内 (令和8年4月～令和8年5月)

下記の研修会を京都産業保健総合支援センターとの共催で開催します。

受講は無料ですので、皆様方のご参加をお待ちしております。

お申し込みは、下記（一覧表の下）をご参照ください。

なお、単位不足の方等がおられますので、すでに単位を充足されている方は、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和7年4月からはMAMISのマイページ登録が必要になりましたのでご留意ください。

以下の対応をいたしますので、ご了承ください。

- 1) 感染症の流行状況によって、開催を中止する可能性がございます。
- 2) マスク持参の上、ご参加ください。
- 3) 他府県からの参加はご遠慮いただく場合があります。

*以下の研修会は、日医認定産業医研修会として申請中

| 日時・場所 | テーマと概要 | 定員 | 講師 |
|---|--|-----|--|
| 4月9日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | <p>「工業的業種における安全衛生巡視のヒント」</p> <p>工業的業種の作業場巡視のための研修です。労働安全衛生コンサルタントの私が作業工程を理解するためにしていることや、安全に巡視するためのマイルールといった基礎事項から始めます。金属、機械、電子部品等々さまざまな現場で見かけた法令違反や問題点のことを中心にお話します。今年は化学物質に関することに時間をかけます。ご質問も歓迎です。</p> <p>生涯（専門）2単位</p> | 80名 | 伊丹労務安全事務所 特定社会保険労務士 労働安全衛生 コンサルタント 伊丹 匡哉 氏 |
| 4月16日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | <p>「化学物質の自律的管理～有機溶剤中毒予防規則ほか従来の化学物質管理との相違点」</p> <p>我が国の産業界で使用されている化学物質は約7万種類とされていますが、従来の化学物質管理では、一般則として労働安全衛生規則が広く適用されると同時に、有害性が高く使用頻度が高いメジャーな123種類の化学物質には特別則として有機溶剤中毒予防規則などが適用されています。</p> <p>令和4年5月31日からスタートを切った新たな化学物質規制では、約7万種類の化学物質のうち、リスクアセスメント対象物である1,537種類（令和7年度現在）にリスクアセスメントと結果に基づく措置を、自律的管理として義務付けています。</p> <p>本研修では、従来の化学物質管理と新たな化学物質の自律的管理との相違点を確認していきながら、リスクアセスメントとその結果に基づく自律的管理について、実習を通じて説明いたします。</p> <p>生涯（実地）1単位（更新）1単位</p> | 50名 | 京都産業保健 総合支援センター 相談員 篠原 耕一 氏 |

| 日時・場所 | テーマと概要 | 定員 | 講 師 |
|---|--|-----|-----------------------------------|
| 4月 22日(水) 午後 2時～ 午後 4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | 「メンタル不調者のリハビリと復職支援」 産業医による指導は、業務負荷やストレスを抑制する方向に考えることが多くなりがちです。しかし、不調者が社会復帰や治癒に向かって歩むためには、苦痛を承知の上で行動するリハビリ的重要性も見落としてはなりません。本講ではメンタルヘルス不調からの復職の随所で必要なリハビリの考え方について、事例を提示しつつお話しします。 生涯（専門）2単位 | 80名 | 京都産業保健 総合支援センター 相談員 山田 達治 氏 |
| 4月 23日(木) 午後 2時～ 午後 4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | 「口腔衛生活動について」 口腔の衛生や機能を維持することがオーラルフレイルや疾患の予防に効果があり、医療費の抑制につながるといわれています。これらの説明と、今求められている口腔健康管理についてお話させていただきます。 生涯（専門）2単位 | 80名 | 京都産業保健 総合支援センター 相談員 松井 大輔 氏 |
| 4月 27日(月) 午後 2時～ 午後 4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | 「産業医のための熱中症対策」 年々猛暑、酷暑と呼ばれる日が増えており、熱中症による労災事故も発生しています。 産業医として、事業者や衛生管理者を指導するための情報について学び、衛生委員会で役立ててください。 生涯（専門）2単位 | 80名 | 京都産業保健 総合支援センター 相談員 古海 勝彦 氏 |
| 5月 14日(木) 午後 2時～ 午後 4時 市民交流プラザ ふくちやま3階 会議室3-2 (JR福知山駅前) | 「【北部開催】産業医活動に役立つ 安衛法令の基礎知識」 「1日3時間しか勤務しないパートに対しても、正社員と同じように定期健康診断を受けさせなければならないの?」、「派遣社員を自社の有機溶剤作業主任者や衛生管理者に選任しても問題ない?」、「有機溶剤健康診断が必要な『有機溶剤業務に常時従事する』ってどう考えればいいの?」など、事業場から質問がでそうな問題について、安衛法令の視点から解説します。あわせて、最近の安衛法改正の主な内容についても説明します。 生涯（更新）2単位 | 20名 | 京都産業保健 総合支援センター 相談員 岡嶋 静 氏 |
| 5月 19日(火) 午後 2時～ 午後 4時 京都府医師会館 212・213会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | 「近時の労働裁判例をふまえた産業医のそなえ」 メンタルヘルスを中心に、産業医の先生方が事業所にて果たされている役割的重要性がますます増えている昨今、労働分野においては、特に休職・復職の場面で、事業所から面談や求意見などの対応が期待されることが少なくありません。休職・復職の場面にて、産業医の先生方のご対応やご判断を裁判所がどのような観点から見ているかということを中心にして、近時の労働裁判例をふまえたそなえについてご説明いたします。 生涯（更新）2単位 | 80名 | 京都総合法律事務所 弁護士 伊山 正和 氏 |
| 5月 21日(木) 午後 2時～ 午後 4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | 「企業に求められる目の健康管理と 視覚障害者への対応」 高齢化とIT化が進む現代社会では、眼の健康管理や「見えにくい」、「見えにくくなった」労働者への対応が必須です。①一般労働者の眼の健康管理のポイントについて解説します。②企業に求められる視覚障害者への対応について解説し、京都での連携先として「京都ロービジョンネットワーク」(2017年設立、京都府眼科医会を含む13団体で構成)を紹介します。 生涯（専門）2単位 | 80名 | 京都府立医科大学 眼科学教室 助教 鎌田さや花 氏 |

| 日時・場所 | テーマと概要 | 定員 | 講師 |
|---|---|-----|---|
| 5月28日(木) 午後2時～ 午後4時 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) ※公共交通機関をご利用ください | <p>「がん罹患者就労支援」</p> <p>がん罹患者の3割は就労世代に発生しており、がん罹患者の就労支援は労働者にとっても企業にとっても大きな課題となっています。</p> <p>患者さん、医療機関、企業それぞれに実施したアンケート調査から見えてきた、産業医等の役割と課題について、アンケート結果を紹介しながらお話しします。</p> <p>生涯（専門）2単位</p> | 80名 | <p>びわこ リハビリテーション 専門職大学 客員教授 塙田 和史 氏</p> |

■お申し込み方法■

「京都産業保健総合支援センター」研修ページ (<https://www.kyotos.johas.go.jp/training-new>) または、右記二次元バーコードからお申し込みください。

定員に達している場合はお申し込みできませんので、ホームページでご確認ください。

**■受付開始日■**

研修受付開始日は同センター（TEL：075-212-2600）にご確認ください。

なお、同センターのHPおよびメールマガジン（登録（無料）が必要です）でもお知らせしています。

■お問い合わせ先■

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

電話. 075-212-2600 FAX. 075-212-2700

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

2026年 3月 京都市(乙訓2市1町)病院群輪番編成表

太字の病院は小児科の当番病院です。

| 日 | 曜 | Aブロック | Bブロック | Cブロック | Dブロック |
|----|---|--------------|-------------|------------|----------------|
| ① | 日 | バプテスト | バプテスト | 長岡京千春会 | 京都市立京都市立大島伏見桃山 |
| 2 | 月 | 賀茂 | 西京都 | 明石 | 医仁会武田 |
| 3 | 火 | 民医連あすかい | 民医連中央 | 吉川 | 蘇生会 |
| 4 | 水 | 京都下鴨 | 新河端 | 泉谷 | 洛和会音羽 |
| 5 | 木 | バプテスト | 三菱京都 | 原田 | なぎ辻 |
| 6 | 金 | 西陣 | 内田 | 吉祥院 | 医仁会武田 |
| 7 | 土 | 富田 | 千春会 | 京都回生 | 洛和会音羽 |
| ⑧ | 日 | 愛寿会同仁バプテスト | 長岡京洛西ニュータウン | 京都市立京都九条 | 金井蘇生会 |
| 9 | 月 | 室町 | 洛西シミズ | 京都武田 | 医仁会武田 |
| 10 | 火 | 洛陽 | 京都桂 | 武田 | 医仁会武田 |
| 11 | 水 | バプテスト | 民医連中央 | 堀川 | 愛生会山科 |
| 12 | 木 | 大原記念 | 向日回生 | 武田 | 医仁会武田 |
| 13 | 金 | 京都からすま | 西京都 | 十条武田 | 医仁会武田 |
| 14 | 土 | 相馬 | 京都桂 | 新京都南 | 京都久野 |
| ⑯ | 日 | 京都博愛会京都博愛会 | 長岡京京都桂 | 京都市立京都回生 | むかいじま洛和会音羽 |
| 16 | 月 | 京都博愛会 | シミズ | 洛和会丸太町 | 医仁会武田 |
| 17 | 火 | 愛寿会同仁 | 民医連中央 | 武田 | 伏見桃山 |
| 18 | 水 | バプテスト | 洛西ニュータウン | 吉祥院 | 洛和会音羽 |
| 19 | 木 | 賀茂 | 太秦 | 堀川 | 医仁会武田 |
| ⑳ | 金 | バプテスト相馬 | 洛西シミズ向日回生 | 京都九条京都南 | むかいじま医仁会武田 |
| 21 | 土 | 民医連あすかい | 河端 | 新京都南 | 京都医療 |
| ㉑ | 日 | 京都からすま京都からすま | シミズ三菱京都 | 京都市立京都九条 | 愛生会山科金井 |
| 23 | 月 | 京都下鴨 | 洛西シミズ | 明石 | 医仁会武田 |
| 24 | 火 | 西陣 | 民医連中央 | 京都武田 | 洛和会音羽 |
| 25 | 水 | 富田 | 京都桂 | 泉谷 | 洛和会音羽 |
| 26 | 木 | 室町 | 三菱京都 | 原田 | 医仁会武田 |
| 27 | 金 | 洛陽 | 内田 | 洛和会丸太町 | 医仁会武田 |
| 28 | 土 | 大原記念 | 向日回生 | 新京都南 | 京都医療 |
| ㉒ | 日 | 大原記念バプテスト | 河端京都桂 | 京都市立洛和会丸太町 | 大島医仁会武田 |
| 30 | 月 | バプテスト | 新河端 | 京都回生 | なぎ辻 |
| 31 | 火 | 京都からすま | 民医連中央 | 吉川 | 共和 |

病院群輪番協力医療機関一覧 (五十音順)

〔留意事項〕

- ①病院群の輪番制度は、あくまでも補完的な施策であることから、最終的なよりどころとしてご利用ください。最寄りあるいは知り合いの病院で処理し得る時は、できるだけ処理していただくこと。困ったときのみ利用してください。

②当番病院を利用される場合は、必ず事前に当番病院に電話連絡をし、原則として当番病院の医師の了解を得た上で後送してください。さらにできれば、患者に診療情報提供書を持たせてください。

③**太字**の病院は小児科専用の当番病院で、全域を対象とします。この他は一般(内科、外科)の後送病院です。

④休日・日曜日の当番日に、1ブロックに2つの病院名もしくは同一病院名が左右に分けて書かれておりますが、左側が昼間(8:00～18:00)で右側は夜間(18:00～翌朝8:00)の当番病院です。

⑤当番病院の診療応需時間(原則として)

 - ・休日 ア. 午前8時～午後6時
イ. 午後6時～翌朝午前8時
 - ・休日以外 午後6時～翌朝午前8時
なお休日とは、日曜日・祝日・振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)をいいます。

太字 の病院は小児科のみの当番病院です（対象＝全域）。ご留意ください。

京都府医師会長・松井道宣
京都府病院協会長・水野敏樹
京都私立病院協会長・武田隆久

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

**令和7年度 第2回「総合診療力向上講座」
オンデマンド配信のご案内**

令和7年9月6日(土)に、京都府立医科大学 総合医療・地域医療学教室 松原 慎氏を講師に迎え、第2回 総合診療力向上講座を開催いたしました。当日ご参加いただいた方々からは、「薬剤投与時の注意点や投与する患者さんの社会的背景などが重要であることなどを再認識しました」、「高齢者のあるある症例として勉強になりました」という趣旨のお声を多数いただき、大変好評でした。

本研修会をオンデマンド配信いたしますので、是非、お申し込みの上、ご視聴ください。

第2回「総合診療力向上講座」(Web講習会)

と き 令和8年1月16日(金)～令和8年3月16日(月)

と こ ろ YouTubeを使用したオンデマンド配信

テ ー マ 「頻用薬による薬剤性疾患2～印象深い症例をもう少し思い出してみました～」

対 象 医師

講 師 京都府立医科大学 総合医療・地域医療学教室 講師 松原 慎氏

参 加 費 無料

申込み 右記二次元コードよりお申し込みください。
当センターホームページ申込みフォームからもお申し込みできます。



締 切 令和8年3月16日(月)正午までにお申し込みください。
※動画は3月16日(月)までご視聴いただけます。

※本配信による日医生涯教育講座カリキュラムコードの単位付与はありません。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL: 075-354-6079 / FAX: 075-354-6097 / Mail: zaitaku@kyoto.med.or.jp)

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和7年度 第3回「京都在宅医療塾 探究編」 オンデマンド配信のご案内

令和7年12月6日(土)に、京都府立医科大学リハビリテーション医学教室の先生方を講師に迎え、第3回 京都在宅医療塾 探究編を開催しました。そこで先生方のご厚意を得て、オンデマンド配信することとなりました。YouTubeを使用して申し込み者限定で公開いたします。是非、お申し込みの上ご視聴ください。

第3回「京都在宅医療塾 探究編」オンデマンド配信

と き 令和8年2月16日(月)～令和8年5月15日(金)まで視聴可能

と こ ろ YouTubeを使用したオンデマンド配信

内 容 「日頃の診療に役立つリハビリテーション診療のコツをQ&A形式で紹介する」

「Q1 リハビリテーション関連職が欲しい情報とは」

「Q2 移動の障害で考えるべきポイントとは」

京都府立医科大学附属病院リハビリテーション部 准教授 沢田光思郎 氏

「Q3 運動療法のポイントとは」

「Q4 入院関連機能障害を予防するには」

京都府立医科大学大学院 リハビリテーション医学教室 学内講師

垣田 真里 氏

「Q5 低栄養を見逃さないためには」

「Q6 自宅でできる・続けられる摂食嚥下訓練とは」

京都府立医科大学大学院 リハビリテーション医学教室 助教 櫻井 桃子 氏

「Q7 運動器疾患の生活指導？ 上肢・体幹編」

「Q8 運動器疾患の生活指導？ 下肢編」

京都府立医科大学大学院 リハビリテーション医学教室
准教授（集学的身体活動賦活法開発講座） 大橋 鈴世 氏

対 象 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員など多職種

視聴料 無料

申し込み 右記二次元コードよりお申し込みください。入力いただいたメールアドレスに動画URLが届きます。



締切 令和8年5月15日(金) 正午までにお申し込みください。

※動画は5月15日(金)まで視聴いただけますが、申し込みは当日の午前中で締め切らせていただきます。

※本配信による日医生涯教育講座カリキュラムコードの単位付与はありません。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

(TEL: 075-354-6079 / FAX: 075-354-6097 / Mail: zaitaku@kyoto.med.or.jp)

京都府医師会
在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

認知症対策通信

令和7年度 第2回認知症サポート医フォローアップ研修会 開催のご案内

この研修会は、認知症サポート医をはじめ認知症診療にかかる医師等が認知症の診断・治療・ケア等に関する研修を通じて地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図ること、また、地域における認知症サポート医等の連携強化を図ることを目的に開催しております。多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

と き 令和8年3月14日(土) 午後3時30分～午後5時

※認知症サポート医連絡会(午後3時20分まで)に引き続き開催

と こ ろ 京都府医師会館 310会議室 (Web配信と参集型のハイブリッド開催)

テ ー マ 「認知症新薬の取扱い状況について」

内 容 「若年性認知症支援の実際

～ご本人の『やってみたい』を叶える支援。就労継続支援を中心に～

講師 京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援コーディネーター
木村 葉子 氏

「各医療機関での認知症新薬の取扱い状況について」

講師 京都大学大学院医学研究科 脳病態生理学講座 臨床神経学
准教授 葛谷 聰 氏
京都府立医科大学大学院医学研究科 脳神経内科学
助教 森井美貴子 氏
石川医院 理事長 石川 光紀 氏

対 象 府医会員、会員医療機関の医師、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者、認知症サポート医、精神科・神経内科医、その他多職種等

参 加 費 無料

申込み 申込フォームからのみとなります。

主 催 京都府医師会

問い合わせ 京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL: 075-354-6079 / FAX: 075-354-6097)

そ の 他 Web参加の方は受講確認のため、1人1台の通信端末(PC等)で参加いただく必要があります。またネット環境が整った場所でご覧くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆日医生涯教育カリキュラムコード

29. 認知能の障害：1.5 単位

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準である「慢性疾患の指導に係る研修」の1つ(それぞれ1時間以上の受講が必要)になります。

■申し込み方法について

右記画像をお持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームが表示されます。または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、在宅医療・地域包括ケアサポートセンターホームページからもお申し込みできます。



ご不明な点がございましたら当センターまで、ご連絡ください。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075-354-6079

介護保険ニュース

令和7年度 主治医研修会 開催要項

府医では例年、京都府からの委託事業として、主治医研修会を開催しています。今年度もオンライン形式で下記のとおり開催いたしますので、是非ご参加ください。なお、当研修会の受講は診療報酬上の施設基準「地域包括診療加算（料）」に係る介護保険制度の利用等に関する選択式要件の一つとなっています。当該施設基準につき、新規届出を検討する医療機関におかれでは貴重な機会となりますので、申し添えます。

| | |
|---------------------|---|
| 日 時 | 令和8年3月21日(土) 午後2時～午後5時（予定） |
| 開催方法 | オンライン配信（Zoom ウェビナー） |
| 内 容 講 師 | 講演1 「介護保険制度と主治医意見書の記載について」 京都府介護支援専門員会 会長 村上 晶之 氏 講演2 「昨今の介護保険を取り巻く情勢について」 京都府医師会 理事 市田 哲郎 氏 講演3 「多職種連携について」 花園大学社会福祉学部 社会福祉学科 庵原 美香 氏 講演後、演者等によるディスカッションを予定 |
| 申し込み | https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_hEcvZsS8QteuLUbpFN0dg  |
| 備 考 | ①研修会で使用する資料は開催日までに郵送します。 ②会議前日までに、Zoom の招待メールを送信します。当日、招待メール上のリンクから入室し研修を受講してください。 ③招待メールが届かない場合は迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、ご確認ください。 |
| 修了証書 | Zoom ウェビナーの入退室管理により参加を確認し、後日登録したご住所に郵送します。受講確認のため、一人一台の通信端末（PC 等）で参加いただく必要があります。 |
| 日医生涯教育 カリキュラムコード | 2.5 単位：12. 地域医療 13. 医療と介護および福祉の連携 |
| 問い合わせ | 京都府医師会事務局介護保険課 (TEL 075-354-6107 / FAX 075-354-6097) |

介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について

現在、国において「省力化投資促進プラン」（令和7年6月策定）に基づき、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上をはかるとともに、賃上げにつながることを目的とする「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」（以下、「省力化補助金」という）が進められています。

今般、厚生労働省では、介護サービス需要がさらに高まる中、生産性向上や職場環境改善に向けた業務効率化のために、中小企業庁と協議の上、補助対象業種に新たに介護業を追加するとともに、主に介護業で使用する汎用機器について、補助金の製品カタログに追加することとされましたので、お知らせします。

当該汎用機器を活用することで、介護分野の業務効率化にも資するものとなるため、対象事業所においては省力化補助金をご活用いただきたいとのことです。「介護業」で補助可能な汎用製品は、清掃ロボットや配膳ロボット等、対象となる法人は、介護業を営む「中小企業者（組合関連以外）」、「中小企業者（組合関連）」、「特定非営利活動法人（NPO法人）」、「社会福祉法人」、「医療法人」となっています。なお、留意点等の詳細は下記の厚労省HPからご参照ください。

厚生労働省 HP 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

介護保険最新情報 vol. 1458（介護分野の業務効率化に資する汎用機器の導入に向けた省力化補助金の活用について）



京都府医師会会員の皆様へ ~ぜひ お問い合わせください~

<中途加入も可能です>

■ 医師賠償責任保険制度(100万円保険) ■

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関する賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプI (医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険)

| | |
|-------------------------|--|
| 【加入者】 | 京都府医師会会員 |
| 【被保険者* (医師賠償責任保険)】 | 京都府医師会会員である診療所の開設者個人、京都府医師会会員を理事長もしくは管理者として診療所を開設する法人 |
| 【被保険者* (医療施設賠償責任保険)】 | ①京都府医師会会員、及びその者が理事長もしくは管理者として診療所を開設する法人（記名被保険者） ②①の使用人、その他の業務の補助者 |

加入タイプII (医師賠償責任保険)

| | |
|--------------|--|
| 【加入者（被保険者*）】 | 京都府医師会会員である勤務医師 法人病院や法人診療所の管理者である医師個人 |
|--------------|--|

*対象事故が起こった場合に補償の対象となる方

年間保険料

加入タイプI …6,980円・加入タイプII …4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契 約 者】 一般社団法人 京都府医師会

【取 扱 代 理 店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都本部 京都開発課
〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

24TC-007650 2025年4月作成

京都医報 No.2311

発行日 令和8年2月15日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ https://www.kyoto.med.or.jp

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男